

令和2年度

部局マネジメント方針

東 大 阪 市
令和2年6月

部長等

選挙管理委員会事務局長	……………	P 5 7
監査委員事務局長	……………	P 5 8
公平委員会事務局長	……………	P 6 0
農業委員会事務局長	……………	P 6 2
議会事務局長	……………	P 6 3

はじめに

「部局マネジメント方針」とは、各部局における政策推進のトップである部局長等が、1年間の職務を遂行するにあたり、総合計画や市政マニフェスト、市政運営方針などを踏まえ、仕事に対する決意や各々の部局での取り組み方針、組織目標や今後の施策推進の方向性などを明らかにするものです。

特別職と局長については、総括的な立場から「私の決意」を、部長等並びに行政委員会事務局の長にあっては、施策の推進や、組織を運営していく立場から「仕事に対する基本姿勢及び部局の取り組み方針」と「令和元年度の振り返り」を記載しています。

今年、日本を含めた世界各地で感染が拡大し、生命や経済活動等に危機を及ぼした新型コロナウイルス感染症において、今後、市民一人ひとりが生活していくうえで、新しい生活様式を徹底していただき、市としては、市民の安全を守るため、感染対策を徹底していくこと、また、甚大な影響を及ぼした地域経済・地域活動を復活させることが、喫緊の課題であります。新型コロナウイルス感染症にかかる課題を含めまして市の直面している課題は、行政各般の分野にわたり、広く多様であり、一朝一夕では解決に至らないものもありますが、この方針の作成と公表により、部局長が、私のトップマネジメントのもと、スピード感をもって諸課題へ対応し、継続的な改革につながるよう、また、市民の皆さまにも市政に対するご理解をより一層深めていただけるよう取り組んでまいります。

東大阪市長 野田 義和

令和2（2020）年度 部局マネジメント方針

かわぐち せいじ
副市長 川口 誠司



私の決意

私は、平成23年11月に副市長に就任して以来、それまでの市職員としての経験を活かして、何よりもまず市民の皆様生命と財産を守ること、また、市民の皆様行政のことをわかりやすくお伝えし理解と協力を得ること、財政収支の見通しや将来を見越した行財政改革の推進、この3つのことを常に念頭に置きながら職務にあたっております。

現在、新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威をふるい、全国に緊急事態宣言が発令されるなど、経験したことのない事態が発生しています。日々の生活と経済活動が制限されることにより、日本経済が不安定になりつつある状況ですが、まずは、大阪府域及び市域の感染症の拡大が収束するまでの支援対策に重点をおくとともに、緊急事態宣言解除後の市内経済のV字回復や、感染症の終息に向けて、市内事業者の支援として飲食・観光・イベントなどの企画立案を指示するとともに、国及び大阪府と連携し、各種の支援について迅速な対応を図ってまいります。加えて、市の危機管理体制については、感染症と自然災害との複合災害に備えるなど、多様化する危機や激甚化する災害に迅速・的確に対応するために、引き続き、想定外を想定する幅広い視野をもって取り組んでまいります。

昨年、東大阪市第3次総合計画基本構想を策定いたしました。基本構想で描いた本市の将来都市像である、「つくる・つながる・ひびきあう ―感動創造都市 東大阪―」を実現するためには、総合計画の目標年次である令和12年度を見据え、子育て支援や高齢者の活躍、新たな賑わいの創出など、様々な事業を進めていく必要があります。少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少により、更なる社会保障関連経費の増加と税収の減少が見込まれる中、新たな事業を実施するために行財政改革プラン2020を確実に進めるとともに、特に、市役所の全ての事務事業を様々な視点から改めて点検を行い、必要に応じて見直しや改善を図るなど、時代に即した適切かつ効率的な行政運営に取り組んでまいります。さらに、ICTやAIを積極的に活用するなど、Society5.0という未来社会を想定しながら、市民サービスの向上に取り組んでまいります。

令和2（2020）年度 部局マネジメント方針

たちばな しずか
副市長 立花 静



私の決意

私が副市長に就任して8年目を迎えますが、今年は新型コロナウイルスが感染拡大し、市民の皆様の生活、企業活動、学校生活などについて大きな制限と不自由さを強いられました。現在では、市民の皆様のご理解と冷静な行動と医療関係者の献身的なご努力により、徐々にではありますが、日常が取り戻されております。

しかしながら新型コロナウイルスの発生により、私たち一人一人の新しい生活様式への対応や行政の施策実行の多様化、企業の事業展開の工夫など、今までの物事の考え方や取り組み方を変えていく必要があります。市の事業の在り方も行事の開催の有無など見直さなければなりません。

そんな中で、民生保健分野の令和2年度予算におきましては、長年の課題でありました「ひきこもり対策」の相談窓口の一元化や、子どもの総合相談窓口である「子ども家庭総合支援拠点施設」の設置、石切保育所跡地に整備する「地域子育て支援センター」などの社会福祉資源の強化に努めてまいります。

また、本市の保健所では、新型コロナウイルス感染症対策の最前線で、昼夜を問わず懸命に責務を全うしております。しかし、今秋冬には新型コロナウイルスの第2波、第3波とともに、インフルエンザが同時に流行することも想定されます。今からその準備をしなければなりません。例えば、第1波での対応の総括、多様な検査への対応準備、検体検査数を増やすための検査機器の購入、感染症病床の確保、医師会をはじめ医療機関との連携、医療用物資の確保、人材（専門職）の確保などが考えられます。あらゆる危機事象に対応できるよう万全の準備を図ってまいります。

建設水道分野では、平成28年1月に大阪府戦略本部会議で事業化が決定されました「大阪モノレール南伸事業」が令和元年度に事業認可を取得しましたので、着実に進めてまいります。また、近鉄奈良線永和駅前交通広場の整備工事やJR徳庵駅に隣接する徳庵多目的広場の整備工事も着工し市民の皆様の快適空間を確保してまいります。近年社会問題化しております水道管の老朽化対策にも計画的に取り組みを進め、公営企業としての経営改革の一環として、水道サービス事業の一部を民間企業へ委託し経営の効率化と市民の皆様へのサービスの質の向上を図ってまいります。

令和2（2020）年度 部局マネジメント方針

やまもと よしのぶ
副市長 山本 吉伸



私の決意

私は、昨年11月に副市長に就任いたしました。

本来でしたら、この令和2年3月末で定年退職でございましたが、改めて4年間、生まれ育った東大阪のために働く場・機会を与えていただいたことに感謝しております。

昨年は我が国においてラグビーワールドカップ2019が開催され、日本チームの活躍もあり日本国中が大きな興奮に包まれました。本市もその開催地の一つとして、多くの来訪者を迎え、国内外に本市の魅力が発信できたものと考えております。

そして、今年度、新たな組織として都市魅力産業スポーツ部を創設いたしました。

ラグビーワールドカップ花園開催で培われたレガシーを活かし、経済、観光、スポーツ施策を一体的に推進し、新たな来訪者を呼び込み、地域経済の活性化を図ることが目的であり、市内企業への販路開拓の機会創出にもつなげていきたいと考えております。

しかしながら、今回のコロナ禍により、昨年からの勢いに冷や水を浴びせられた状況にあり、市内経済、観光分野、スポーツ分野に大きな打撃を受けております。

本市といたしましては一日も早い地域経済の復興に努め、観光需要の復活、さらにはスポーツ分野の発展に努めてまいりたいと考えております。

次に、今回のコロナ禍にも関係のある地球温暖化対策についてであります。

この度本市におきましては「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」を本市のあるべき将来像とする東大阪市第3次地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定いたしました。地球温暖化は気候変動による自然災害だけでなく、生態系にも大きな影響を与えており、更なる未知のウィルスが発生する可能性が増すなど、公衆衛生の観点からも非常に脅威であります。

温暖化対策は言うまでもなく、地球規模全世界での取り組みが必要であります。それを達成するのは私たち一人ひとりが問題意識をもち、行動に移すことであると思っております。

早い対策を怠るほど将来の損失が膨らむ。このことを教訓に、この温暖化対策については、より良い環境を次世代へ引き継ぐためにも、事業者・市民の皆さまの一層のご理解とご協力をお願いいたします。

令和2（2020）年度 部局マネジメント方針

うえだ よういち
上下水道事業管理者 植田 洋一



私の決意

上下水道事業では、蛇口をひねれば水が飲め、洗濯、炊事ができ、使った水は排水口へ流し、雨が降れば浸水を防ぐという市民生活を支えるライフラインとして、欠かすことのできない重要な役割を担っています。

しかしながら、上下水道事業を取り巻く環境は厳しさを増しており、人口減少等による水需要の減少に伴い、水道料金・下水道使用料の減少が続く中、一方では老朽化した上下水道施設の更新や耐震化が急務となっているとともに、今後も発生が懸念される地震や大雨などの大規模災害に対応する危機管理など様々な課題に直面している状況にあります。

このような中、上下水道局の職員一人ひとりが上下水道事業を取り巻く厳しい現状を認識し、徹底した業務の効率化や経営の健全化、経営基盤の強化を進めていかなければなりません。

水道事業といたしましては、今後の水道事業の理想像を示し、その理想像を具現化するための取り組みや方策を示した「新水道ビジョン」の策定や経営の健全化を進める観点から窓口部門の包括的民間委託を進めるとともに、老朽化した水道施設の効率化・効果的な更新等に取り組んでまいります。

下水道事業といたしましては、近年全国で頻発する甚大な災害に備え、令和2年3月に策定した「東大阪市国土強靱化地域計画」に基づき、災害リスクの低減に取り組んでまいります。雨水排水能力を高めるための増補管事業では、昨年度から取り組む「新岸田堂幹線」の整備を推進していくとともに、耐震化対策については、老朽化施設の長寿命化・耐震化事業を進めてまいります。

今後、上下水道事業として管路などの施設の更新・耐震化は、ライフラインとしての上下水道事業の市民サービスに加え、被災時における管路などの被害軽減（ハード対策）と、万一の被害への対応としての危機管理マニュアルの整備による市民への対応の充実及びこれに基づく防災訓練等の実施（ソフト対策）により、危機管理の両輪として機能させてまいります。

上下水道局では、これらの取り組みを確実に実施することによりまして、より一層の「安全・安心」を将来に亘ってお届けできるよう努めてまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

令和2（2020）年度 部局マネジメント方針

つちや ほうど
教育長 土屋 宝土



私の決意

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響によって学校園が臨時休業になり、子どもたちが登校園できないという、今まで経験をしたことがない異常な事態で始まりました。

学校教育は、教育を集団性のもとに行うことにその本質がありますので、このように登校園ができず子どもたちの集団性が確保されない状態は、本来の目指すものの実現に大きな障害をもたらすことになるといわなければなりません。

しかし、そのような中でも子どもたちの学習の機会をなんらかの方法で確保し、その成長を支えていく取り組みが必要です。

政府は、令和元年度末に学校で子どもたち一人一台の情報端末を持って学習ができることを目指すGIGAスクール構想を決定し、令和2年度から令和5年度まで年次的に情報端末の配備を行うこととしていましたが、新型コロナウイルス感染症による影響を受け、子どもたちが登校園ができない事態が生じたことを踏まえ、令和2年度中にすべての学年の児童・生徒に情報端末を配備するようプランを変更しました。

そのことから、本年度においてはGIGAスクール構想に基づく学校ICT環境の整備とICTを活用した教育の実現に全力をあげていきたいと考えています。

また、長期にわたる学校園の臨時休業で大きな影響を受けている子どもたちの生活面でのケアについても大いに注力する必要があります。

新型コロナウイルス感染症のような今まで経験したことの無いような社会的な影響をもたらすものにどのように対処するかは、非常に困難なことでありますが、子どもたちの学習を保障し、成長を支えていくことは我々の使命であり、課題の解決に向かって、ひとつひとつ丁寧に取り組んでいきたいと考えています。

令和2（2020）年度 部局マネジメント方針

つるはら りょういち
消防局長 鶴原 良一



私の決意

本市の消防は、めまぐるしい環境の変化に対応すべく、庁舎の整備、消防車両の更新、各種装備の強化等に取り組み、一步ずつ着実に発展を遂げてまいりましたが、近年の社会情勢や地球環境の変化に伴い、災害は複雑多様化、大規模化しており、我々の想定を上回る災害が毎年のように発生しております。記憶に新しいところによると、昨年は台風15号、19号が関東地方に上陸し、広範囲で激しい風雨となり、堤防の決壊や河川の氾濫が相次いだほか、土砂災害や浸水害などにより多くの方が犠牲になりました。安全安心を担う消防機関のトップとして責務の重大さを痛感しているとともに、我々消防機関に対する市民の期待はますます高まっていることから、そうした負託にしっかりと応えていく必要があると考えております。

一方、超高齢社会、人口減少社会となっている今日、消防行政は大きな変革期を迎えており、新たな時代に即した新しい消防行政の運営に取り組んでいかなければなりません。具体的には超高齢社会の進展等により救急需要が増加していることから、日常生活の中で病気や怪我への対策を行う「予防救急」や不要不急の救急要請を抑制することを目的とした「救急車の適正利用」について積極的な広報が必要です。また、人口減少社会に伴い、市税収入の減少が見込まれ、今後も厳しい財政状況が続くと予想されるなか、増大する消防需要に対応するため、限られた職員数のなかで職員一人ひとりの資質の向上を図るとともに、業務の効率化をこれまで以上に推進していかなければならないと考えています。

そして、現在直面している新型コロナウイルス感染症への対策については、市民の皆様の身体・生命を守るため、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況を的確に把握し、この難局を乗り越えることができるよう保健所をはじめとした関係機関と連携・協力し対応してまいります。

結びに、東大阪市消防局の局是である「市民生活の安全確保」という理念を基に、地域に一番身近な行政機関として、同じく地域防災の担い手たる消防団と一致団結して職務に邁進することを誓い、私の決意といたします。

令和2（2020）年度 部局マネジメント方針

とりい よしひろ
危機管理監 鳥居 嘉弘



仕事に対する基本姿勢及び部局の取り組み方針

基礎自治体における危機管理の対応範囲は、自然災害や大規模な事故や事件等に加え、社会的・人為的な危機事象への対応を求められます。

令和2年は「新型コロナウイルス感染症」のパンデミック（＝世界的な流行）により、日本でも尊い命が奪われ、長期の療養生活・学校等の休業・経済活動の休止等々我々にとって大変な社会状況に陥っています。

お亡くなりになられた方のご冥福をお祈りするとともに、療養生活等を送られている皆様にお見舞い申し上げます。

さて、大阪府をはじめ近畿圏の「緊急事態宣言」が5月21日に解除され、続いて25日には全国的な解除と成りましたが、危機管理監として、「新型コロナウイルス感染症」の対策は危機管理上重大な課題であるとの認識の下、今後、いつ起きるか分からない第2波・第3波に備え、さらなる危機管理対応能力向上の取組として、今まで以上に室員とのコンセンサスを図ることで「人財（or 材）の育成」に力を注ぎ、危機管理対応職員の重層化に取り組みます。

引き続き危機発生防止に努め、危機事象が発生時にも市として速やかな初動体制を取る事で、市民の生命、身体及び財産等への被害及び行政運営への支障を最小限に抑制することを基本姿勢として取り組んでまいります。

令和2年度における部局の取り組み方針としまして、重点課題に対して次のとおり取り組んでまいります。

まずは自然災害に関する取り組みです。

市民にとって大きな災いは、地震や風水害といった自然災害です。

そして今後も局地的集中豪雨の頻発や台風の大型化が進んでいきます。

さらに（近未来）数十年以内に南海トラフを震源とする巨大地震とそれに付随する内陸直下の地震の発生も懸念されます。

市では、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、「東大阪市地域防災計画」を策定するとともに、「東大阪市業務継続計画（BCP）」など防災関連計画等に

より、市域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興対策等、市民の生命、身体及び財産の保護に取り組んでいます。

国では、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が公布・施行され、同法律に基づき、翌年 6 月「国土強靱化基本計画」が閣議決定され、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興を資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取り組みとして計画的に実施し、強靱な国づくりを推進しています。

また、国土強靱化基本法において、地方公共団体も基本計画と調和する形で、大規模自然災害等に備え、地域の状況に応じた施策等を総合的に推進するための枠組みが整備されました。

このような状況の下、必ず発生する自然災害によって致命的な被害を負わないだけの「強さ」と被災後も地域活動や経済活動が可能な限り速やかに回復し成長を持続することができるだけの「しなやかさ」を併せ持った地域・社会づくりを進めるための「東大阪市国土強靱化地域計画」を令和 2 年 3 月に策定しました。この計画を基に、国・府の計画との調和を確保し、本市の脆弱性の分析・評価を全庁的に起動させることを目標として取り組みます。

次に、市民の安全に関する取り組みについてです。

市民の安全に関する取組としては、「東大阪市治安対策本部事務局」を所管しており、引き続き大阪府警察本部、布施・河内・枚岡の 3 警察署と顔の見える関係を持って連携していく事で、その時々々に市民に対して発生する脅威を軽減する取組に繋げてまいります。さらに庁内各部局とコンセンサスの形成を図り、各部が実施している安全安心の取組について、同対策本部でのご助言等をもとに事業効果の一層の向上に繋げてまいります。

そして、新型コロナウイルス発生に関する取り組みについてです。

今年度は、「新型コロナウイルス感染症」を巡る緊急事態宣言と休業要請の中で始まりました。冒頭でも申し上げましたが、いつ第 2 波が起きるか分からない状況下であり、既に隣国でも第 2 波が発生しています。この事も踏まえマスクや消毒液等々の備蓄をはじめ中長期的な対策を図る必要があります。本市で設置する「新型コロナウイルス危機管理対策本部会議」等でご決定いただき、市民の生命・生活を守るための準備に取り組めます。

今日動くことが明日への備えであります。市職員としての責務を果たします。

令和元年度の振り返り

昨年度は、「ラグビーワールドカップ 2019」の開催都市として、花園ラグビー場で 4 試合の公式戦が実施され、出場国の中からイタリア・ナミビア・アルゼンチン・トンガ・ジョージア・フィジー・アメリカの 7 カ国の選手による試合が展開され、世界各国から来訪者をお迎えしました。

危機管理室からも試合当日は警備のため3名を現場に派遣し、大阪府警察・消防局・大会運営本部等と連携し、不測の事態に備え市役所本庁舎危機管理センターでも即応体制を取っていました。大きな事故もなく無事、盛会裡に幕を閉じることができました。そして、何より日本チームがベスト8に入り決勝トーナメントに進出した事は日本中に勇気と感動をもたらしました。

一方では、「ラグビーワールドカップ2019」の試合にも影響を与えた自然災害、台風19号「令和元年東日本台風」です。新潟県、関東甲信地方、東北地方の多くの地点で、時間降水量が観測史上1位の値を更新するなど記録的な大雨となりました。この大雨の影響で、広い範囲で河川の氾濫が相次いだほか、土砂災害や浸水害が発生し、ライフラインの被害・航空機や鉄道の運休などの交通障害も発生しました。私自身も千曲川の堤防決壊現場等へ応援視察に行きましたが、想像を絶する状況であった事を鮮明に記憶しています。

東大阪市でも東に生駒山、南に大和川、北に淀川があり風水害の脅威にそなえ、万全の対策を行う必要性を強く感じた年でありました。

令和2（2020）年度 部局マネジメント方針

いわさき たかひろ
公民連携協働室長 岩崎 貴宏

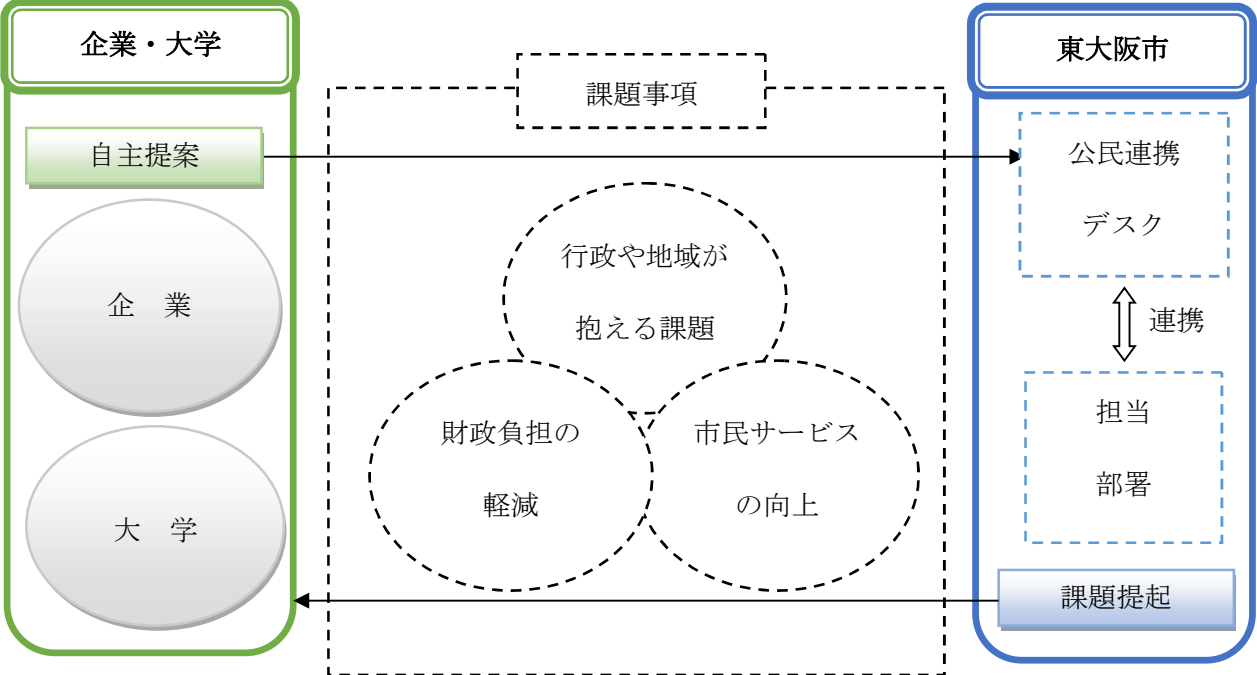


仕事に対する基本姿勢及び部局の取り組み方針

公民連携協働室は、市長直轄組織として、令和2年4月1日に新たに組織し、企業・大学との連携と、自治会活動の支援や地縁団体にかかる認可に関する事務を担っています。少子高齢・人口減少がより一層進行すると予測されるなか、複雑多様化する課題解決に取り組みながら、市民サービスの向上を目指していくには、行政が企業・大学等と連携を図り、各々が有するノウハウやアイデアを積極的に活用していくことで、行政、企業・大学、市民の三方が良しになるものと考えています。これまで企業や大学が行政と連携したいと考えていても「どこに相談したら良いのかわからない」「時間がかかる」などといった課題がありましたが、公民連携協働室の中に、一元的な相談窓口「公民連携デスク」を設置しました。

公民連携デスクは、企業・大学からの連携提案について、庁内の関係部局との調整や適切な担当部局への紹介を行い、スピード感を持って事業連携の実現を目指します。また、庁内から企業・大学との事業連携に向けた提案などがあった場合も、公民連携デスクが調整を行います。

公民連携協働室は、組織されてから日はまだ浅いですが、行政、企業・大学、市民がWin×Win×Winの関係となり、継続していけるよう取り組んでまいります。



令和2（2020）年度 部局マネジメント方針

やまだ ことみ
市長公室長 山田 琴美



仕事に対する基本姿勢及び部局の取り組み方針

市長公室は、今日の行政需要が多様化する中、市の重要な施策・事業を柔軟、円滑に推進させるために、総合調整機能を発揮し、連携強化させる役割を担っております。

この度の新型コロナウイルス感染症に関連し、広報の重要性について痛感いたしました。

広報については、市政だよりやウェブサイト、ケーブルテレビという既存の広報媒体に加え、時代にあった有効な SNS なども活用しながら、市民の皆様には正確な情報を時機を逃すことなく、そして何よりわかりやすく伝えてまいります。

広聴ツールとしては、市民の皆様が気軽に参加いただける市政モニター事業をはじめ、より多くの方々に市政に関心を持っていただき、意見を届けていただけるよう機会の創出に努めてまいります。

また、内部統制につきましては、引き続きコンプライアンスの推進や業務上のリスク管理に取組み、市民の皆様から信頼される市役所の実現を目指してまいります。

令和元年度の振り返り

総合教育会議では、平成27年度に策定した「東大阪市教育行政に関する大綱」が対象期間の最終年度を迎え、これまでの取り組みの検証等を行い、改訂いたしました。

また、契約事務などの事務処理ミスを防ぐため、リスク管理や情報共有に取組み、職員研修やヒアリングなどを行うことで、各職場での内部統制の定着に努めました。

広報活動では、ラグビーワールドカップ日本大会の開催都市として、大きくインパクトのある写真を用いた市政だよりの特集記事を作成し、市ウェブサイトや市公式 Facebook などの SNS では、市内外に対して本市の魅力を最大限に発信することで市民とともに大会を盛り上げました。また、新型コロナウイルスの発生以降は、感染予防策を伝える特集記事や、市立東大阪医療センターの副院長による Q & A を掲載するなど、新型コロナウイルスに対する正しい情報や市の施策などをより早く市民に伝えるよう心掛けてまいりました。

市政モニター事業をはじめとする広聴活動では、市の政策形成過程において市民の皆様が参加できる機会を提供してまいりました。

令和2（2020）年度 部局マネジメント方針

まつもと きょういち
企画財政部長 松本 恭一



仕事に対する基本姿勢及び部局の取り組み方針

企画財政部の役割は市の総合計画や行財政改革、予算編成、財産の活用・管理に関することなどが中心になります。

日本の人口は2008年をピークに減少に転じましたが、東大阪市の人口は昭和終盤をピークに減少が始まり、国の研究機関の推計（2018年）によると、30年後には40万人を割り込むとされています。2021年度からスタートする東大阪市第3次総合計画では人口減少に歯止めをかけるため、「つくる・つながる・ひびきあう 感動創造都市 東大阪」を将来都市像に据え、若者や子育て世代に選ばれるまちづくりや、就労や就学に加え、スポーツや文化芸術活動、観光目的などで日々多くの人を訪れるまちづくりを推進していくこととしています。

現在、世界を揺るがしている新型コロナウイルス感染症は、東大阪市民の生活や仕事にも大きな影響を及ぼしていますが、様々な感染症対策や地域経済対策の実施、あるいは市税収入の減少などにより、市の財政も相当厳しくなると予想されます。市民の皆さまには一刻も早く安心して暮らし、働ける状況を取り戻していただき、市の健全財政を堅持しつつ、新たな総合計画のスタートを切れるよう企画財政部職員一丸となって励んでまいります。

令和元年度の振り返り

―昨年より策定作業を進めてきた第3次総合計画の「基本構想」について、条例の定めに従い、議決を得ました。現状の課題にしっかり向き合い、明らかにしながら、地に足の着いた計画とするため、将来都市像や人口目標を達成するための重点施策の絞り込みをおこないました。また、これら重点施策を中心とした計画の推進を裏付ける財源や人的資源の確保に向け、新たな行財政改革プラン（2020～2024）を策定しました。

財産活用に関して、河内永和駅前の旧荒川庁舎等跡地の活用策を公募したところ、大規模ビジネスホテル建設計画の誘致に成功しました。総合計画に謳う「にぎわいゾーン」の拠点の一つとして、今後、ホテル開業に合わせた地域活性化策の検討が必要です。

令和2（2020）年度 部局マネジメント方針

なかにし けんじ
行政管理部長 中西 賢治



仕事に対する基本姿勢及び部局の取り組み方針

行政管理部の使命は、

- ・職員がその有する能力を最大限に発揮できる環境を整えること
 - ・適正かつ効率的・効果的な行政運営を推進できる環境を整えること
- です。

【基本姿勢】

この使命を果たすために次のことを基本姿勢として職務に取り組みます。

- ・組織内の情報共有を密にし、組織一丸となって対応します。
- ・他部局とのコミュニケーションを密にし、課題解決に取り組みます。

【部局取り組み方針】

上記のことを踏まえ、行政管理部では、次のことに重点的に取り組みます。

- ・ICTの活用による市民サービスの向上と職員の勤務環境の整備を推進します。
- ・職員の働き方改革を推進します。
- ・条例や規則などの例規の点検・見直しを行います。
- ・契約事務における競争性を確保するための取組みを推進します。

なお、新型コロナウイルスの発生により私たちの生活は一変してしまい、その対応は長期化することが見込まれています。この状況を打破するためには、前例踏襲にとらわれることなく、時には大胆な発想により事業を推進していくことが必要となっています。

行政管理部としては、市役所全体がより柔軟に、そして、スピード感を持ってこの事態を乗り越えることができるよう、ソフト面とハード面の両面から環境整備を進めるとともに、所属職員が一丸となって対応してまいります。

令和元年度の振り返り

令和元年度の部局長マネジメント方針において、取り組むべき課題として、

- 1 文書事務の適正な執行管理及び職員の法務能力の向上
 - 2 女性職員の積極的登用と働く条件の整備の推進
 - 3 市民満足度の向上のため、職員の基本的な行動に関する研修の実施
 - 4 民間活力を活用したアウトソーシングの展開
 - 5 契約事務の不断の改善と市内企業の受注機会拡大
 - 6 ICTの利活用による情報化施策の推進
- を掲げました。

1については、研修や「自治体法務検定」の団体受検の実施などにより、文書や法務に関する職員の継続的な学習を促し、担当部局の条例等例規の制定事務担当者を例規の審査過程に参画させることで、各部局に法務能力を政策推進に生かすことができる人材を増やすための取組みを推進しました。

2については、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づき策定した2つの特定事業主行動計画の見直しに取り組みました。各計画において、「仕事と子育てを両立させやすい環境整備」や「職業生活と家庭生活の円滑かつ継続的な両立を可能とする環境整備」に取り組んでおり、重複する取組み項目が多いことから、2つの計画を統合した第二次東大阪市特定事業主行動計画（後期）（令和2年4月1日施行）を策定しました。女性職員の積極的な登用に向けては、多くの女性が課長職へ昇任することを前提として、総括主幹以上に占める女性職員割合を向上させる必要があるため、その割合を目標として設定しました。

3については、ビジネスマナーやコミュニケーション能力向上を目的とした研修を実施することにより、また、主に庶務業務に携わる職員を対象に、適正な契約・会計・文書事務に関する3種類の庶務事務研修を新たに実施することにより、市民満足度の向上を目指しました。新たに2年目研修として位置づけた「公務員のためのセルフプロデュース研修」では、市民に好印象を与えるマナーや立ち居振る舞いについて、他者からの見え方を理解し、信頼感を得られる接遇の修得を目的として実施しました。

4については、引き続き、総務関係業務とりわけ給与・福利厚生事務のうち、定例的かつ定型的なものについて事務の一部を民間に委ね、これにより生み出される人的資源や財源を、より重点化が必要とされる分野に振り向け、人員配置の見直し、効率化と市民サービス全体の質の向上を図りました。

5については、建設工事等の入札において最低制限価格を事後公表とすることで、建設業者の真の技術力、経営力による競争を促進させ、一部建設工事等において、総合評価一般競争入札や低入札価格調査制度など、新たな手法を用いて入札を実施し、より効率的で効果的な契約事務の執行に努めるとともに、引き続き市内企業に優先発注するなど市内企業の受注機会拡大に努めました。

6については、令和元年度においてAIを活用した音声認識技術による会議録作成支援システム及びこれまで手作業で行ってきた定型的な仕事を認知技術を取り入れたロボットに代行してもらい業務の自動化や効率化を図るRPAの実証実験を行い、一定の効果が上がることを実証しました。

令和2（2020）年度 部局マネジメント方針

くりはし ひでき
都市魅力産業スポーツ部長 栗橋 秀樹



仕事に対する基本姿勢及び部局の取り組み方針

都市魅力産業スポーツ部は、未来の東大阪市が活力を持ち元気な産業によってさらに発展していくことと、スポーツに関わる人や来訪者がもたらす活気により賑わいに満ちた都市へと成長させていくために、必要な組織機能を集約して再編し本年度に新設された部署であります。

本市に存在するたくさんの誇れる魅力をSNS等で広く発信し、海外からも認知されることで、さらなる人・モノ・情報の集積につながるよう、各種の取り組みを進めてまいります。

特に今年度は世界的な感染症の影響から、新しい生活様式を実践しながら停滞した経済活動を回復させていく重要な1年になることが予想されます。都市魅力産業スポーツ部の職員が一丸となり、関係機関とも連携しながらしっかりと取り組みを進めてまいります。

令和元年度の振り返り

■ラグビーワールドカップの好機を生かした取り組み

○パブリックビューイングの実施

2019年9月に開催されたラグビーワールドカップ2019は、花園ラグビー場で4試合が開催され、世界中から8万5千人を超えるラグビーファンが来場されました。また、同大会の公式ファンゾーンでも多くの方に来場していただき、日本代表対南アフリカ代表戦のパブリックビューイングでは1万2千人もの方が来場されるなど、本市に大きな人の流れと賑わいを創出することができました。大規模なスポーツイベントの開催はもちろんのこと、「試合のないときでも楽しめる施設」運営を目指す本市にとって、パブリックビューイングの実施による実績は、スポーツのまちづくりに向けて大きな可能性を感じるに十分なものでした。

○東大阪産業フェア2019の開催

ラグビーワールドカップ2019の開催に合わせて実施した東大阪産業フェア2019では、布施駅周辺を会場として「モノづくりワークショップ」や、職人の技術を間近で見学・体験できる出張オープンファクトリー「こーばへいこう」などモノづくり発信イベントを開催し、延べ18,312人の方に来場いただきました。また、ラグビーワールドカップ2019の出場国をは

じめとした海外諸国の領事館などが本市のモノづくりに興味を示していたことから、アメリカ合衆国・ドイツ連邦共和国の総領事館等とビジネスマッチングにつなげていくミートアップ（ビジネス交流会）を開催しました。

○商店街の賑わいづくり支援

国内外のラグビーファンがこのまちを訪れる商機を逃さずに賑わいをつくっていただくため商店街のにぎわいづくり事業に例年とは違った特別な支援施策を行いました。また、商店街の継続的な取組みにつなげるために、市内商店街に対しラグビーにかかるイベントコンテンツの派遣を実施するとともに、事業年度以降も商店街自身が「ラグビーのまち」を活かした商業振興を行えるようコーディネート支援を行いました。

○ひがしおおさか体感まち博 2019 の実施

ラグビーワールドカップの開催期間にあわせて2019年9月13日から11月4日に実施した体験型観光プログラム「ひがしおおさか体感まち博」事業において、54種類の全体プログラムのうち半数以上で外国人受け入れ可能プログラムを用意しました。また事前に案内人（プログラム提供者）に向けて英会話のセミナーを実施するなど、市内事業者の外国人へのおもてなし意識を向上させる契機となりました。実施期間中に延べ123回の体験プログラムを開催し、866名の方に参加いただきました。参加者の満足度やプログラム案内人の今後の継続実施意向も高かったことから、今後の更なる取組みにつなげてまいります。

■産業振興に向けた取組み

○スポーツのまちづくりの推進

生涯スポーツの国際総合競技大会であるワールドマスターズゲームズ（WMG）2021 関西が2021年5月に開催され、花園ラグビー場でラグビーフットボール競技を実施します。ラグビーワールドカップ2019においては、花園で開催された試合直後の余韻が残る中、2019年10月19日にWMGラグビー競技のプレマッチを開催しました。WMGの本番に向けた大会でしたが、全国から多くのマスターズラガーがラグビーの聖地花園に集い、花園ラグビー場を活用したスポーツツーリズムの可能性を再認識することができました。また、WMGのレガシー大会として創設した「マスターズ花園」を推進する役割を持つ花園友情大使に、元ラグビー日本代表のトンプソン ルーク選手に就任していただきました。

○医工連携等による、モノづくり企業の新たな分野進出・付加価値創出の推進

医工連携プロジェクト創出事業では、新たに「医療機器関連企業をターゲットにした市内モノづくり企業ツアー」を実施しました。医療機器企業側をモノづくり企業側に呼び込む取り組みは全国的にも珍しく、延べ27社の参加があり、109件の面談を実施しました。また、2020年3月には、大規模展示会が延期されたことに変えて、急遽本市がいち早く「オンラインによるマッチング商談会」を主催し、新たなビジネスマッチングの手法に取り組んだことから、医療分野における「モノづくりのまち東大阪」の認知向上と存在感を示すことができました。

○市内企業への雇用促進事業

就労促進施策で取り組んでいる若者や女性を対象とした就職支援施設「就活ファクトリー東大阪」では、隣接するハローワーク布施を始めさまざまな関係機関と連携し、託児付きの就活イベント「ハッピーJOBサークル」や、子どもと一緒に参加できるセミナーに加え、新たに子どもを預けて受講できる託児付きのセミナーなどを開催しました。また、近畿大学にて「市内企業と学生の交流会ワークショップ」や、大阪府立東大阪高等職業訓練校とCADの入門セミナー等を開催し、多くの方に参加をいただき、好評を得る結果でありました。「就活ファクトリー東大阪」を活用した方の昨年度の就職者数は639人と大幅な増加につながっており、今後の更なる取組みにつなげてまいります。

令和2（2020）年度 部局マネジメント方針

せこぐち よしふみ
人権文化部長 世古口 善史



仕事に対する基本姿勢及び部局の取り組み方針

人権文化部は、「人権尊重のまちづくり」と「魅力と誇りある文化芸術のまちづくり」の推進に取り組みます。

「人権尊重のまちづくり」を進める上では、どのような差別もけっして許されるものではないという認識をもって、すべての人が人間としての尊厳を侵されることなく、誇りと希望をもって心豊かに生活できるまちをめざして、施策に取り組むとともに、本市の施策が人権に配慮した総合的な取り組みとなるように、全部局と連携していきたいと考えています。

「魅力と誇りある文化芸術のまちづくり」については、昨年開館した東大阪市文化創造館をはじめとしたさまざまな場所で、これまで以上に、市民の皆様が文化芸術を享受し、文化芸術活動に参加いただけるよう取り組みを進めます。あわせて、郷土の貴重な財産である文化財の保存と活用を進めることで、本市のもつ魅力をより多くの市民の皆様感じていただくことをめざしていきたいと考えています。

新型コロナウイルス感染症の拡大という新たな状況の中、これまで以上に当部の役割の重要性を再認識するとともに、施策の再構築の必要を感じています。

令和元年度の振り返り

人権尊重のまちづくりにおいては、人権課題の多様化・複雑化に対応すべく、年間を通じて様々なテーマで市民人権講座を行うとともに、街頭での啓発活動、幅広い世代をターゲットにした講演会等を実施し、市民一人ひとりが「気づきから行動へつながる」ことをめざした取り組みを進めました。重大な人権侵害であるDV（配偶者等からの暴力）の被害者への相談支援については、関係機関との連携をより進めるとともに、相談体制を強化いたしました。

多文化共生社会の実現に向けた取り組みについては、多言語翻訳機の導入やベトナム語対応スタッフの配置などにより「多文化共生情報プラザ」を情報提供及び相談窓口として充実させました。

また、ラグビーワールドカップ2019の開催にあわせ、「文化のまち東大阪市」の魅力を市内外への発信に取り組むとともに、「文化と芸術が生まれる空間」、「創造を発信する拠点」、そして「人とまちと文化を結ぶ交差点」という役割を担い、新たな本市の文化芸術活動の拠点とすることをめざし、東大阪市文化創造館を9月に開館いたしました。

令和2（2020）年度 部局マネジメント方針

やまだ いちろう
税務部長 山田 市郎



仕事に対する基本姿勢及び部局の取り組み方針

財源の根幹をなす市税収入は、一般会計の約37.6%（令和元年度当初予算）を占めており、市が行っている福祉、医療、教育・文化、土木事業など、市民の皆様の日々の暮らしや住みよいまちづくりのための行政サービスを提供するうえで重要な財源になっています。

市民に身近な存在である税が、適正かつ公平に課税され、納税者である市民の皆様が安心、納得して納税していただくために、課税客体的確な把握と正確な税の賦課に努めるとともに、広報等を通じて税負担の公平性を理解していただき、納税に対する意識を更に深めていただけるように努めます。

令和元年度の振り返り

令和元年度の我が国経済は、海外経済の減速等を背景に輸出の弱含みが見られたものの、雇用・所得環境の改善が続き、企業収益が高水準で推移する中、内需の柱である個人消費や設備投資が増加傾向で推移するなど、緩やかな回復基調が持続しました。こうした経済状況のもと、これまでと同様に滞納繰越額を抑制するため、現年課税分未納者への早期対応や滞納整理の強化など、計画的かつ効果的な事務執行を行ったことにより、市税収入については、収入額・収入率とも堅実に推移するなど、一定の成果に繋がりました。

一方、10月に消費税率が引き上げられたことにより、景気の腰折れリスクを回避すべく軽減税率制度や臨時・特別の措置などの各種対応策が実行されましたが、増税後の経済指標において、マイナス成長を示す数値が発表されました。

これに加え、令和2年3月には新型コロナウイルスが世界中で急加速的に蔓延し、世界経済に与える影響は計り知れないものがあり、未曾有の危機に直面しています。

本格的な景気の後退局面を向かえ、令和2年度の市税収入においては、大きな影響を受けることが予想されますが、今後も引き続き、財源の根幹をなす市税収入の確保に向け、税務部一丸となって取り組んでまいります。

令和2（2020）年度 部局マネジメント方針

たなか けんじ
市民生活部長 田中 健司



仕事に対する基本姿勢及び部局の取り組み方針

市民生活部は、住民票などの各種証明書の交付、戸籍の届出をはじめ、消費生活相談、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金、医療助成業務、地域活動やNPO法人の支援など、主に市民のみなさまの暮らしに最も身近な業務を担当しています。

市民のみなさまの要望やニーズも複雑・多様化しておりますが、そのような中でも、みなさまに最良の行政サービスを提供し続けることが、市役所の責務であると考えており、窓口サービスの質の向上、地域活動やNPO法人の支援などを通じて、市民と市役所の信頼関係の構築を図ってまいります。

市役所の顔である市民生活部職員は、次の基本姿勢に基づき職務を遂行いたします。

1. 市民のみなさまの声にしっかりと耳を傾け、市民の立場に立ったきめ細かで丁寧な対応に努めます。
2. 市役所の顔としての自覚とおもてなしの心で、迷われている市民の方を見かけたら、速やかに声かけをし、適切に担当窓口をご案内します。
3. 来庁された市民のみなさまに満足して帰っていただけるよう責任感を持って誠実に対応いたします。

令和元年度の振り返り

- 国民健康保険料の収納率向上に向けた取り組みとして、新規未納者に対して、文書催告とコールセンターによる架電を効果的に組み合わせた早期の納付督促を行うことで、新たな滞納者の発生防止に努めるとともに、居所不明・社会保険等他保険加入状況の調査、分納誓約の履行管理、催告書の送付、財産調査、滞納処分等を行い、国民健康保険の資格適正化を実施しながら滞納者に対する徴収を強化しました。また、平成29年度に始めた徴収嘱託員を活用した催告文書の送付にあわせた電話催告に加え、平成30年度よりコールセンターの電話催告対象者を増やしたことにより、少しずつ効果をあげております。さらに、市役所窓口を設置した端末にキャッシュカードを差し込むだけで口座振替登録の申請手続きができる「ペイジー口座振替受付サービス」を引き続き活用するとと

もに、平成29年度に導入したWebサイトからインターネット経由で口座振替登録の申請手続きができる「Web口座振替受付サービス」を推進することで、口座振替納付の促進に努めました。

- 特定健康診査受診率向上に向けた取り組みとして、広報媒体による啓発、受診対象者の受診意欲が高まる勧奨ハガキの送付や電話による再勧奨の実施、集団健診・日曜健診実施による平日に受診できない人のための受診機会の拡充の他、大阪府が事業主体である「おおさか健活マイレージ アスマイル」の周知・広報に努めました。また、特定健康診査の受診結果に基づき、受療勧奨や保健指導を行っていますが、特に糖尿病性腎症の重症化による人工透析への移行を防ぐため、医療機関との連携協力のもと、対象者への生活習慣プログラムを実施しました。
- 平成28年2月からスタートした「コンビニ交付」に続いて、平成29年11月から行政機関におけるご自身のマイナンバーのやりとり履歴や、必要な情報を行政機関から受け取れる「マイナポータル」の運用が開始されました。市民生活部としましては、このような「マイナポータル」や「コンビニ交付」のような便利な機能をひとりでも多くの市民の方に利用していただけるようマイナンバーカードの普及に向けて、周知活動やPRに努めてまいりました。また、平成30年4月1日からコンビニ交付における各種証明書の交付手数料を窓口での交付手数料と比べ100円減額しました。マイナンバーカードの利便性、優位性を発信し、更なる普及に努めてまいります。
- 地域の安全・安心の向上のため、令和元年度には、防犯啓発品を5,000個作成し、地域で活動する防犯団体のキャンペーンなどで有効的に配布し、市民の防犯意識の向上に取り組みました。さらに、犯罪抑止や登下校中の子どもたちをはじめとする、地域の見守り活動として、青色防犯パトロール隊の27団体への活動費の一部補助を実施しました。
- NPO法人や市民活動団体に対して、訪問を含めたNPOアドバイザーによる相談対応を215件行い、また過去に地域まちづくり活動助成金を受けた団体にアンケートを実施し、団体の現況の把握に努めました。あわせて団体が抱える課題に関する講座を5回実施するなど、団体が活動しやすい環境づくりに取り組みました。
- 令和2年2月に布施駅前行政サービスセンターの一部窓口業務において、委託を開始しました。本市が培ってきた業務にかかるスキルに事業者が有しているノウハウを融合させることで、市民サービスの向上に繋げております。繁忙期において、事業者がスタッフを柔軟に配置することで、待ち時間の解消に一定の効果をあげております。また、業務の迅速性を高める一方で、正確性についても確保するために事業者が研修を実施することにより、スタッフのスキルアップを図るとともに、マニュアル等の充実により、経験や知識によって提供するサービスの水準に差が生じないように取り組んでおります。市としましては、事業者の成果や実績等について、継続的に管理・監督し、必要に応じて是正を

求める体制を構築しております。特に個人情報保護に関する事業者の取り組みに注視するなど、コンプライアンスを徹底しております。

令和2（2020）年度 部局マネジメント方針

たかはし かずこ
福祉部長 高橋 和子



仕事に対する基本姿勢及び部局の取り組み方針

近年は少子高齢化や世帯構造の変化などにより、人々の暮らしにおいて地域とのつながりのない「社会的孤立」の問題や、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱えるといった従来の福祉サービスだけでは対応できない、いわゆる「制度の狭間」の問題も顕在化しています。

そのような状況に対応するため、福祉部では、引き続き地域課題の把握を行い、真に支援が必要な人に、必要なサービスが行き届くよう、福祉施策を総合的に推進し、制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、「すべての人が地域で個性を尊重し、支えあい、共に生きる安心と活力のある福祉コミュニティの実現」に取り組んでまいります。

令和2年度は、令和3年度からを計画期間とする「第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」、「第4次障害者プラン」、「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の策定に取り組むなど、今後の福祉行政のあり方を検討する重要な1年だと認識しております。

職員一人ひとりが、その専門として支援する能力の研鑽に励むとともに、地域の関係者と日頃から連携を図り、困難な課題を抱える方にも、効果的・継続的な支援ができるよう努めてまいります。

令和元年度の振り返り

令和元年度は、東大阪市みんなでトライする手話言語推進条例が平成31年4月1日に施行されたことに伴い、手話の普及に向けた取り組みとして、ふれあい祭りにおける手話体験などイベントでの啓発活動や、手話奉仕員養成講座を実施しました。

次に、地域包括ケアシステムの推進に向けた取り組みとして、全ての高齢者を対象とする介護予防事業の啓発のためのチラシを作成し、広報に努めました。また、認知症高齢者の支援として、医療機関や地域包括支援センターで配布する認知症ケアパス「認知症あんしんガイドブック」を枚岡・河内・布施医師会の協力のもとで改訂しました。そして、認知症高齢者が適切な医療・介護に繋がる相談体制や、その家族が安心して本人を支えられる地域づくりを進めるため、関係機関と協議を重ねた結果、令和2年度から認知症初期集中支援チーム

の拡充が実現できる見込みとなりました。

最後に、成年後見制度利用促進に向けた取り組みとして、成年後見制度利用促進基本計画（平成31年3月策定）に掲げる権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に向け、令和元年6月に「協議会」及び協議会の中心となる「中核機関」の設置に向けた検討を行う「成年後見制度利用促進協議会設立準備会」を立ち上げました。

令和2（2020）年度 部局マネジメント方針

おくの かつみ
生活支援部長 奥野 勝己



仕事に対する基本姿勢及び部局の取り組み方針

生活支援部は、高齢・障害・子ども・生活保護など広範囲にわたる福祉分野において、組織のマネジメント力を強化し、適切な業務運営を図るため、令和2年度の組織機構見直しにより、福祉部から独立して設置された新たな部であり、主に生活保護制度、生活困窮者自立支援制度、民生委員・児童委員、戦没者の遺族に関する特別弔慰金といった業務や、様々な相談支援を行う福祉の最前線である福祉事務所を所管しています。

昨年度末から新型コロナウイルスが猛威を振るっており、その影響から経済活動が休止による就労収入減、離職、廃業などにより、生活困窮に陥る方々が生じております。これらの方々への支援のほか、思うように仕事が決まらない、生活費のやりくりに困っているなど、生活に困っている方々が、生活困窮者自立支援制度、生活保護制度やその他の活用できる制度を利用することにより、再び自立した生活を安心して過ごせるよう寄り添った相談支援を行ってまいります。

また、市民サービスの向上に向けて、自己の業務において職員一人ひとりが、その有する能力を十分に発揮できるよう自己研鑽に努めるとともに、相談者が有する様々な課題の解決に向けて、関係機関と連携し、効果的・継続的な支援ができる環境を構築してまいります。

1 生活保護の適正な執行について

令和2年度当初予算における生活保護費支給経費は324億円で、前年比で約6億円下回りました。また、令和2年4月現在の生活保護受給率（保護率）は3.75%で、前年同月比で0.14%下回っております。生活保護受給世帯数は平成26年度をピークに減少傾向となっており、これは有効求人倍率の上昇等の社会的要因があるものの、平成24年9月に策定した生活保護行政適正化行動計画に基づき、今日的な課題である不正受給や医療・介護扶助の適正化を図るべく「生活保護情報ホットライン」「かかりつけ薬局制度の創設」「後発医薬品の使用促進」とともに、受給者個人に寄り添うオーダーメイドの就労支援など多様なメニューを掲げ精力的に取り組んだ結果であると考えております。

令和2年度におきましても「生活保護制度への信頼確保」と「財政負担の軽減」を実現すべく、引き続き平成28年度に東大阪市生活保護行政適正化推進本部において定めました「東

大阪市生活保護行政適正化方針」に基づき、就労支援、健康管理支援といった自立支援の取り組みや、医療・介護扶助の適正化、不正受給への適切な対応、生活保護返納金・徴収金への適切な対応など、生活保護の適正化を進めるとともに、必要な方に必要な範囲で保護を行うことにより、制度本来の趣旨である「最低生活の保障」と「自立の助長」を果たせるよう努めてまいります。

2 生活困窮者に対する自立支援の充実

生活困窮者自立支援法による支援を行っており、現在、法で定められた必須事業及び任意事業について全て実施し、平成30年10月1日付けの法改正の内容をふまえて支援制度の充実を図ってまいりました。

自立相談支援事業では増加する相談件数に対し、相談体制を強化しております。委託している就労準備支援事業や家計改善支援事業では、講座や面談回数の増加などにより、より利用しやすい形にしております。特に、自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施は国の方針でもあり、対象者が抱える諸問題に対し包括的な支援ができるよう取り組んでおります。また、組織機構の見直しで新しく生活支援課が組織されたことに伴い、ひきこもりの状態にある者や家族が相談できる窓口の一元化に向けて準備を進めております。

令和元年度の振り返り

- ・生活保護制度への信頼確保の観点から制度の適正化に取り組んでおりますが、平成28年3月までを取り組み期間とした生活保護行政適正化行動計画を受け、引き続き重点的に取り組むべき項目として『生活保護行政適正化方針 令和元年度重点項目』を策定し、生活保護行政の適正な執行に取り組んでまいりました。
- ・生活困窮者自立支援事業として、就労支援や弁護士による債権整理相談等、各種メニューに取り組んでまいりました。特に就労準備支援事業や家計改善支援事業では実施回数と受け入れ人数を増加し、支援の充実を図ってまいりました。

令和2（2020）年度 部局マネジメント方針

ひらた あつゆき
子どもすこやか部長 平田 厚之



仕事に対する基本姿勢及び部局の取り組み方針

子どもすこやか部では、第2期東大阪市子ども・子育て支援事業計画で掲げる基本理念「すべての子どもの権利を尊重し、次代を担う子どもの生きる力・夢を育み、子育ての喜びが実感できるまち東大阪」を実現するため、子育て環境や教育環境が充実した子育て世代にやさしいまちづくりを推進していきます。

教育・保育を利用する方や在宅で子育てをする方等、すべての子育て世代の方が安心して子育てができるよう支援を行い、住んでよかった、また、住み続けたいと思っただけのような施策を実施します。

また、児童虐待の問題については、令和2年度に開設した児童虐待の防止と進行予防、要保護児童等への継続的な支援に対応できる機能を備えた子ども家庭総合支援拠点「子ども見守り相談センター」において、相談・通告等に対してはスピード感をもって対応するとともに、継続的な支援も行っていきます。

子ども・子育て支援施策を充実させることは、本市が抱える人口減少問題の解決にもつながる大切な取り組みだと思えます。着実に少しでも前進できるように積極的に取り組みたいと考えています。

令和元年度の振り返り

令和元年度に、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画期間とする第2期東大阪市子ども・子育て支援事業計画を策定しました。この計画の基本的な考え方は、すべての子どもにも良質な成育環境を保証することと、すべての子どもがすこやかに成長するための支援をすることであり、この考えに基づき子育て施策の充実に向けた事業を展開していきます。

また、待機児童の解消や新たな保育ニーズに対応するため、平成30年度に引き続き民間保育施設の新設と小規模保育施設の新たな整備を行い、保育の受け皿確保に取り組みました。具体的には、令和2年4月に民間保育施設4園、小規模保育施設5か所を開園し、さらに2園の幼稚園から幼稚園型認定こども園への移行により、新たに475人の定員を確保するこ

とができました。

保育施設において、保育士の方が働きやすいよう 1 人でも多くの保育士を確保できるよう支援を行いました。保育補助者雇上強化事業、保育体制強化事業、保育士宿舍借り上げ支援事業の 3 事業を実施し、保育施設における保育士確保策、離職防止、保育業務負担軽減等を図りました。

児童虐待の防止に向けた取り組みは、子どもすこやか部の喫緊の課題であるとの認識のもと、児童虐待の未然防止や児童虐待防止の取り組みを積極的に進めました。児童福祉の問題に組織的に対応できる拠点である子ども家庭総合支援拠点について、相談・通告の窓口である東・中・西福祉事務所の家庭児童相談室を包含、集約する形での設置を目指し、令和 2 年度に開設できるよう準備を進めました。

令和2（2020）年度 部局マネジメント方針

しまおか まさゆき
健康部長 島岡 正之



仕事に対する基本姿勢及び部局の取り組み方針

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様には心からお見舞いを申し上げます。また、医療現場等で新型コロナに対峙されている関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

5月下旬に至って感染拡大は第一の波を越えたといわれています。しかしながら今後の感染拡大に備える必要があり、引き続き医師会・医療機関等の関係機関と連携を図りながら検査体制の拡充、医療体制の確保、感染防護物資の備蓄等に努めてまいります。

健康部では、感染症対策のほか、妊娠・出産・育児の支援をはじめ、市民の健康増進、食の安全、斎場施設の整備・管理に加え、大規模災害発生時の健康危機管理対策などの施策を展開しています。私たちは多様な専門職集団の特性を発揮して諸課題の解決に取り組み「健康で元気に暮らせるまち」「安心して医療を受けられるまち」「安心して子どもを産み、育てられるまち」「生活衛生が行き届いたまち」を目指してまいります。

令和元年度の振り返り

- ・令和2年2月1日指定感染症として定められた新型コロナウイルス感染症について、市内においては3月に最初の感染者が確認され3月31日までに9名の感染者を確認しました。新興感染症であるため、すべての対応が未知のものであり、慎重な対応が求められました。市民からの相談対応、患者に対しての入院調整や医療機関への搬送を行うとともに、積極的疫学調査による濃厚接触者の把握と、PCR検査及び健康観察を実施し、感染経路の把握をすることにより、感染拡大及びクラスター発生の防止に努めました。
- ・安心・安全な妊娠、出産、子育てを目ざし、子育て世代包括支援センター「はぐくむ」を開設し、妊娠届出時すべての方に、保健師による面接を行う体制を整えると共に、子どもすこやか部所属の子育てサポーターと連携して切れ目のない支援を行いました。
- ・平成31年2月、原因不明の重症の感染症の重症例を早期に探知することを目的に、感染症法が改正。同年4月より疑似症サーベイランスの運用が開始となったことに伴い、感染症発生時の迅速な対応および情報集約を目的として、令和元年6月G20大阪サミット、及び同年9～10月ラグビーワールドカップの開催時に、大阪府内全体で強化サーベイランスに

取り組みました。

- ・「東大阪健康・長寿マイレージ」では、1,012人の参加がありました。令和元年度は、本市拠点のラグビーチームの協力により、関連グッズを応募商品に加えるなど、ラグビーワールドカップ開催地である本市のまちづくりと結びつけて展開し、健康意識向上の啓発を実施することができました。
- ・令和2年4月の改正健康増進法全面施行に向け、「望まない受動喫煙の防止」について市民への周知を行いました。
- ・市立東大阪医療センターが計画を着実に遂行しているかを、評価委員会の専門的見地からの意見を聴き、医療センターの業務実績に対する評価を行い、公表しました。
- ・食品衛生監視指導計画に基づき、食品関係施設への監視指導や食品の表示の確認及び製品検査を実施し、食に起因する健康危害の発生防止及び不適切な食品の流通や食品表示の排除に努めました。また、食品等事業者に対して平成30年6月に改正された食品衛生法の改正内容の情報提供や、ウェブサイト等を活用した市民への食の安全安心情報の提供を行いました。
- ・ラグビーワールドカップ2019会場出店食品関係業者への衛生講習会と店舗監視を行い、食中毒予防に努めました。
- ・商業施設にてボランティアと協働で犬猫の適正な飼養管理の普及啓発を行いました。
- ・地域における猫による被害の軽減と不幸な命を増やさないために、野良猫不妊手術助成金交付における助成額及び対象者等の拡充を行い、利用しやすい制度に見直しました。
- ・野生鳥獣に関する相談窓口として関係部局と連携を図り、ワンストップサービスに努めました。
- ・災害発生時に必要となる薬事に関する業務を行える人材を養成するため、近畿大学薬学部及び薬剤師会と「東大阪災害薬事サポーター養成に関する協定」を締結しました。
- ・ラグビーワールドカップ2019の会場である花園中央公園等において、感染症を媒介する蚊の生息調査および発生を防ぐための対策を行いました。
- ・環境衛生検査センターでは、『イオンクロマトグラフィー』分析装置を更新し、水質検査精度の向上を図りました。また、微生物検査施設の整備を図り、2系統での遺伝子検査が可能となりました。
- ・令和元年度中に旧長瀬斎場の解体を終えたものの、設計施工一括発注方式による新長瀬斎場の整備業者を選定するための入札は不調に終わりました。また、新規斎場の建設については建設候補地を決定するための検証作業を行っており、今なおその作業が継続しております。

令和2（2020）年度 部局マネジメント方針

ちかみ ひであき
環境部長 千頭 英成



仕事に対する基本姿勢及び部局の取り組み方針

環境部では、環境保全及び廃棄物に関する事務を担っており、東大阪市第2次環境基本計画の基本理念である「みんなで引き継ぐ豊かな環境創造都市・東大阪」の実現に向け、各種施策に取り組んでおります。

世界に目を転じると2015年に国連サミットで「持続可能な開発目標（SDGs・エスディージーズ）」が採択され、新たな国際社会の取り組みとして、持続可能な世界を実現するための17の目標が掲げられました。この17の目標とも関係しますが、地球温暖化問題につきましては、先進国・途上国を含む全ての国々が参加する気候変動対策の国際的枠組みである「パリ協定」が2020年にスタートします。また、2019年9月に開催された国連気候変動サミットにおいて、「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」を多くの国々が約束するなど、気候変動への国際的な危機意識は益々高まってきております。さらに、近年大きな問題となっている海洋プラスチックごみ問題につきましては、2019年6月に開催されたG20サミットにおいて、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が世界共通のビジョンとして共有されたところです。

このような国際的な状況を注視するとともに、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」や「新しい生活様式」などを踏まえつつ、環境部の取り組み方針といたしまして、「地球温暖化対策」「循環型社会の形成」「まちの美化」の3つを推進しながら、「生活環境の保全」にも努めてまいります。まず「地球温暖化対策」につきましては、2020年3月に策定した「東大阪市第3次地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、温室効果ガスを削減するための取り組みである「緩和策」について、省エネ化や再生可能エネルギー導入促進のための支援や施策を積極的に行うとともに、顕在化しつつある気候変動の影響に備える「適応策」につきましても推進してまいります。次に「循環型社会の形成」につきましては、資源の枯渇やごみの最終処分場のひっ迫といった課題に対して、ごみの減量や3Rを周知徹底するとともに、「東大阪市プラスチックごみゼロにトライ！宣言」に基づき、使い捨てプラスチックの使用削減やポイ捨て防止等の取り組みも進めてまいります。また、災害発生時における市民の方の健康・環境衛生面での安全・安心の確保及び迅速な災害復旧を図るた

め、「東大阪市災害廃棄物処理計画」を策定してまいります。さらに「まちの美化」につきましては、「東大阪市みんなで美しく住みよいまちをつくる条例」に基づき、空き地の適正管理の推進や不法投棄対策、地域清掃の支援など市民の方々と連携しながら取り組んでまいります。最後に「生活環境の保全」につきましては、工場や事業場に対し、規制や指導、立入検査等を行うことにより、公害の未然防止や産業廃棄物の適正処理を図るとともに、市民の方々の公害苦情等に対し現地調査を行い、適切に改善指導を行ってまいります。

これらの各施策や事業を着実に進めていき、良好な環境を次世代に引き継ぐまちづくりを推進してまいります。

令和元年度の振り返り

環境保全や地球温暖化対策につきまして、豊かな環境創造基金活用事業や再生可能エネルギー等普及促進事業（太陽光発電システム等の設置補助）等の事業を実施しました。また、本市の環境施策の指針となる「東大阪市第2次環境基本計画」が2020年度末で計画期間満了を迎えることから、新たな環境基本計画の策定作業に着手するとともに、本市域の地球温暖化対策について定める「東大阪市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」について、新たに「東大阪市第3次地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しました。

循環型社会の形成につきましては、「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、引き続きごみの減量化、資源化を進めてまいりました。また、令和元年8月に市長・議長連名での「東大阪市プラスチックごみゼロにトライ！宣言」を行っていただき、使い捨てプラスチックの使用削減やポイ捨て防止等の取り組みを進めました。さらに、資源ステーションの排出環境改善を目的として、自治会等を通じて資源ステーション看板のリニューアルを行いました。また、環境省のモデル事業として、「災害廃棄物処理計画」の策定に着手し、大規模災害発生時における災害廃棄物発生量、処理可能量及び仮置場必要面積等について推計しました。

まちの美化につきましては、「東大阪市みんなで美しく住みよいまちをつくる条例」の施策の一環として、文化創造館前等に日本語だけでなく、英語、中国語、韓国語も表記し、市のマスコットキャラクターであるトライくんをあしらった、歩きたばこ禁止を啓発するマークタイルを設置しました。また、ラグビーワールドカップ2019日本大会の開催に先立ち、ごみのないきれいなまち東大阪へ国内はもとより海外の皆さまをお迎えするため、9月14日から20日の1週間、「市内いっせいきリーンアップ大作戦」を行い、総勢約9,200名の市民・事業者・学校・各種団体の皆さまにご参加をいただきました。

生活環境の保全につきましては、ダイオキシン類等による汚染の状況を把握するため常時監視を行い定期的な調査及び測定を行いました。一方、公害の未然防止を図るため、法令に基づく規制・指導、立入検査等を行い、市民の方からの公害苦情に対しては、現況を調査し改善指導を行いました。また、PCB廃棄物の期限内処理を確実に進めるため、家屋課税台帳の情報を基に、家屋の所有者等に周知を行うとともに、令和2年4月から開始される電子マニフェスト使用義務化に伴う周知も行いました。また、産業廃棄物処理業者等に立入を行い、受入状況の確認や、改正フロン排出抑制法の施行に向けた啓発を実施しました。

令和2（2020）年度 部局マネジメント方針

もとやま しげる
都市計画室長 毛登山 茂



仕事に対する基本姿勢及び部局の取り組み方針

人口減少・高齢化社会を迎え、今後のまちづくりは財政面や経済面において持続可能な都市経営を推進し、高齢者や子育て世代にとって安心できる、健康で快適な生活環境を実現することが重要になっています。また、交通利便性の高さ、モノづくりのまちといった本市の特徴を活かし、さらなる発展をめざしたまちづくりが求められています。

都市計画室では、東大阪市都市計画マスタープランや東大阪市立地適正化計画に基づき、土地利用の規制・誘導に加えて、公共交通網を活かし歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりの推進に取り組んでまいります。今年度は、住工共生に向けた規制誘導や都市農地の保全について、市民や事業者の方など、関係者の協力を得ながら進めてまいります。また、今年度策定予定の東大阪市第3次総合計画や、見直しが進められている大阪府の都市計画区域マスタープランを踏まえ、今後のまちのあり方について検討を進めてまいります。

令和元年度の振り返り

1. 大阪モノレール南伸に伴うまちづくりへの取り組み

大阪モノレールに関連する駅前交通広場や立体横断施設の整備などの事業が具体化されたことに伴い、モノレール南伸事業を推進するために、土地利用の計画である東大阪市立地適正化計画にモノレール関連事業を位置づけました。

2. 都市農地の保全に向けた取り組み

都市農地の保全を進めるため、都市農地が持つ環境機能や災害時のオープンスペース機能を積極的に評価し、生産緑地を維持・保全すべく、特定生産緑地制度を活用する旨について、生産緑地指定方針の改正を行いました。

令和2（2020）年度 部局マネジメント方針

ふじの かつひこ
交通戦略室長 藤 埜 克彦



仕事に対する基本姿勢及び部局の取り組み方針

交通戦略室は交通政策基本法のもと、『鉄道駅を中心とした誰もが利用しやすい交通環境づくり』を基本方針に、市民生活の安定向上及び市民経済の健全な発展を図ることを目的として設置された組織です。

本市の交通環境は利便性が高く、これが都市の魅力を構成する重要な要素となっていますが、一方で生駒山麓部に広がる傾斜地や、東西に偏った鉄道交通といった都市構造に起因する課題と、人口減少、少子高齢化により公共交通サービスの低下、移動困難者の増加等社会構造に起因する課題が存在しています。

当室では、これらの課題解決に取り組むため東大阪市総合交通戦略を策定しています。本戦略に基づき、様々な事業を着実に進めることで、市民の安全安心な交通環境を確保するとともに、大阪モノレール南伸事業等の交通インフラの整備・保全を図り、交通環境の利便性をさらに高めることで、都市が抱える交通の課題解決につなげてまいります。

令和元年度の振り返り

1 利用しやすい公共交通の推進

市民や交通事業者等からなる協議会の意見を聞きながら、東大阪市総合交通戦略を令和元年11月に策定・公表いたしました。

タクシー事業者に、初乗り運賃の低廉化を要望し、令和2年2月に改定されたタクシー利用料金において、本市要望に対し半数を超える市内事業者の協力を得ることができました。

2 大阪モノレール南伸に伴うまちづくり

大阪府と共同で、大阪モノレールの門真市駅～（仮称）瓜生堂駅間の都市計画事業認可及び軌道法に基づく工事施行認可を取得したとともに、関連街路及び駅前広場について都市計画事業認可を取得いたしました。

令和2（2020）年度 部局マネジメント方針

みつなが けんじ
土木部長 光永 建治



仕事に対する基本姿勢及び部局の取り組み方針

土木部は、道路、公園、河川の整備及び管理、街路整備事業並びに交通安全運動の推進や自転車対策、東大阪らしい良好な景観の形成に向けた取り組み等、市民生活に密着した事業を担っております。安全で便利な生活環境を確保するため、また、多種多様な市民ニーズに応えていくために、それぞれの分野で積極的な姿勢で業務に取り組んでいきたいと考えております。

高度経済成長期に整備された施設の老朽化が進行する中、従来の「悪くなってから補修を行う事後保全型」から、「損傷の小さいうちに計画的に補修を行う予防保全型」に切り替え、計画的かつ予防保全的な修繕を行い、必要予算の平準化及び維持管理コストの縮減に向けて更なる努力をしております。

また、本市唯一の総合公園である花園中央公園において、より魅力的なエリアと感じてもらえるように、さらに民間活力の導入をはかり、公園内の多分野の施設の一元管理を進めるとともに、公園の魅力や利用者の利便性の向上及び集客につながる施設整備を民間のアイデアやノウハウを活用して進めてまいります。

令和元年度の振り返り

平成26年度から実施している橋梁点検事業について、平成30年度までに市が管理する全ての橋梁の点検が完了しています。令和元年度には2巡目の点検に着手し、17橋の点検を完了しました。今後も継続して5年に一度の点検を行うことにより、安全な道路交通の確保に努めてまいります。

法定外公共物の適正管理については、不法占拠路線22箇所の詳細調査を実施し、不法占拠物件の撤去指導を行いました。

交通安全に関する取り組みとして、スタントマンによる交通安全教室を布施中、池島中、盾津東中の3校で実施し、在校生並びに近隣の市民の皆様に多数参加していただきました。

また、幼児から各種学校への交通安全教室を163回、高齢者及び一般向けの講習会等について210回開催しました。今後も特に子供、学生、高齢者、自転車の事故防止に向けて

啓発活動に努めてまいります。

都市計画道路については5路線、駅前交通広場は1箇所が事業中であり、用地買収業務と整備工事を実施しました。

また都市計画道路大阪瓢箪山線は大阪中央環状線から東花園駅付近までが平成31年3月末に供用したのに引き続き、令和元年6月に大阪中央環状線との交差点に交差点が完成し、大阪内環状線から東花園駅付近までが通行可能となりました。また東花園駅付近から大阪外環状線の間についても用地買収に向けた物件調査業務を実施したところであります。

次に奈良線連続立体交差事業に伴う関連側道の事業につきましても用地買収業務を行い、昨年から続いていた整備工事では令和元年9月に一部区間を除きほぼ全区間で供用することができました。

平成27年度から5カ年にわたり行ってきた東大阪市花園ラグビー場の用地取得についても完了し、その後、ラグビーワールドカップ2019日本大会が開催され、日本全土が熱狂する中、聖地花園において白熱した試合が行われました。

都市基盤河川改修事業として、一級河川大川は、本市が事業主体となり、平成2年度に事業着手して整備を進めています。改修計画延長1,740mのうち令和元年度末で1,150mの護岸改修が完成し、一部を除き供用しています。令和2（2020）年度も引き続き用地買収及び護岸改修を進め、治水安全度の向上に努めてまいります。

令和2（2020）年度 部局マネジメント方針

にしだ ひろゆき
建築部長 西田 博行



仕事に対する基本姿勢及び部局の取り組み方針

建築部では老朽した市営住宅を含めた市有建築物の更新や耐震化の推進及び適切な維持管理、特定行政庁としての建築指導業務、そして民間建築物の耐震化促進事業や空き家対策事業等を通じ、災害につよい安心・安全につながるまちづくりを推進しております。

平成30年度に実施された東大阪市まちづくりアンケートにおいても、市民の皆様の「災害に強く、安全で安心できるまち」を求める声が多く、近年の台風や大雨による被害、南海トラフによる地震発生確率が高まるなか、自然災害の発生に備えたまちづくりが求められています。

これらの施策については関係部局との連携はもちろんのこと、市民や事業主のみなさまをはじめ、関係する方々とも協働しながら進めていくものと考えております。

安心・安全につながるまちづくりに向け、建築部におきましては引続き以下の取り組みを積極的にすすめてまいります。

1 快適で安全な市有建築物の整備推進

- ・東大阪市市有建築物保全計画及び東大阪市市有建築物耐震化整備計画に基づき、市有建築物の予防保全と耐震化を推進し、快適で安全な市有建築物の整備を進めることにより、市民が安全に安心して暮らせるまちづくりを実現します。

2 民間建築物の耐震化促進による災害に強い安全なまちづくり

- ・木造住宅の耐震化を重点的に行う地域を特定し、自治会や建築士と連携した周知・啓発活動を行います。
- ・多数の者が利用する建築物の耐震化に向けて、周知・啓発を行います。

3 空き家の適正管理の推進

- ・平成 28 年度に策定した「東大阪市空家等対策計画」に基づき、空き家の発生予防、空き家の適正管理の指導、及び空き家の利活用に対する支援を行い、本市の住環境向上と地域コミュニティの活性化を目指します。特に、周辺に悪影響を及ぼしている「特定空家等」や「不良住宅」に該当する危険な空き家の解体費補助を行うことで、自主的な解体を促進してまいります。

4 密集住宅市街地の整備促進

- ・老朽木造賃貸住宅が集積する若江・岩田・瓜生堂地区において、大規模な災害に備え、燃えにくいまち、避難できるまちを目指し、老朽木造賃貸住宅の除去と防災道路の整備を進めます。併せて大学や関係部局等との連携を図ることにより、まちの魅力や利便性の向上にも配慮した安全で快適な住環境づくりを地域全体で進めます。

5 市営住宅の長寿命化計画の推進と適正な入居管理の徹底

- ・市営住宅の長寿命化計画に基づいて、老朽化した建物の集約・建替を行い、耐震化を促進すると共に空き家の削減及び維持管理・保全の効率化を図ります。
- ・市営旧上小阪東住宅や大規模 2 団地において P F I 手法による建替事業を進めます。
- ・家賃の滞納をなくすための収納確保対策を徹底します。また、住宅に困窮された方の入居機会を増やす取り組みを進めます。また、若年者世帯への期限付き入居を確保します。

令和元年度の振り返り

【快適で安全な市有建築物の整備推進：建築営繕室】

- ・東大阪市市有建築物保全実施計画に基づき、各部材（外壁 6 施設、屋根・防水 4 施設、高圧受変電設備 4 施設、発電静止型電源装置 1 施設、給排水設備 3 施設、空調設備 1 施設、排煙設備 2 施設、警報設備 7 施設、避難設備 20 施設）の保全改修工事を実施しました。また、保全活動の啓発として、施設管理者等に対し施設の自主点検講習会を 3 回開催しました。
- ・東大阪市市有建築物耐震化整備計画に基づき、特定建築物については、耐震設計 2 施設、その他一般建築物については、耐震改修工事 2 施設、耐震設計 1 施設を実施しました。

【民間建築物耐震化推進：建築安全課】

- ・ 土日や夜間などを利用し、大阪府八尾土木事務所、地域の建築士と連携しながらセミナーやイベント、ワークショップなどを通じて、地域に根ざした周知啓発に努めました。（令和元年度は 2 回の実施、参画）
- ・ 耐震診断実施者へのフォローアップや法改正により義務化となった大規模建築物等の所有者に啓発を行い、民間建築物耐震化促進補助を実施致しました。
- ・ 創設したブロック塀等撤去補助金を活用し、危険な塀の撤去を促進し、人身事故の防止並びに避難路の確保に努めました。

【空き家の適正管理の推進：空家対策課】

- ・ 管理不全で危険な状態となり、周辺に悪影響を及ぼしている空き家の所有者に対し、空き家の適正管理に向けた助言・指導を行いました。
- ・ 司法書士・宅地建物取引士の専門家による空き家所有者向け個別相談会や、近隣の空き家の相談を受けられる自治会役員等向けセミナーを開催しました。
- ・ 危険な空き家は解体支援を行い、活用が可能な空き家については、地域及び業界団体と連携した空き家の利活用に向けた取り組みを行いました。

【密集住宅市街地の整備：住宅政策室】

- ・ 若江・岩田・瓜生堂地区において、防災道路の用地買収を 2 ヶ所、老朽木造賃貸住宅の除却補助を 9 棟行い、防災性の向上を図りました。

【市営住宅の長寿命化及び適正管理：住宅政策室・住宅改良室】

- ・ 上小阪東住宅の P F I による建替事業が完了しました。
- ・ 旧上小阪東住宅建替事業及び北蛇草住宅 C 棟建替事業にあたり、民間活力の導入可能性調査を行い、P F I にて事業を進めることが決定しました。
- ・ 大規模 2 団地につきましては、平成 30 年度の北蛇草住宅 B 棟建替に続き令和元年度には荒本住宅 B 棟建替工事が完了し、移転手続きを進めています。
- ・ 管理部門としましては、収納確保のため代理納付及び指定金融機関、コンビニ及び口座振替での家賃納入制度を引き続き実施し、また空き住戸の改修により市営住宅 40 戸（住宅政策室 18 戸、住宅改良室 22 戸）の募集を実施いたしました。

令和2（2020）年度 部局マネジメント方針

きりいし しょうじ
会計管理者 切石 昭治



仕事に対する基本姿勢及び部局の取り組み方針

会計管理者は、長の補助機関として地方公共団体の会計事務を行います。主な業務は「現金、有価証券、物品の出納・保管」「支出負担行為の確認及び支出命令の審査」「決算の調整・長への提出」であり、これらの業務の執行は、会計管理者の補助組織である出納室が担っております。

私をはじめ出納室の職員は、市民・事業者の皆さんから納めていただいた税金をはじめとする公金の重要性を認識し、収納・支出を行うときに、法律・条令で定められているとおり正しく事務処理がなされているか厳正な審査を行い、正確かつ迅速な会計事務の執行に努めてまいります。

また、公金の管理や運用についても適正に行い、安全確実かつ有利な方法で管理・運用するなど、市民の皆さんから信頼されるよう組織一丸となって業務に取り組んで参ります。

令和元年度の振り返り

・令和元年度は、内部統制の取組みとして、市役所全体で法令順守と現金等公金取り扱いの重要性の認識を深め、正確かつ迅速な会計事務を行えるよう「実務研修」を行い、また、日常より「会計事務の手引き」に基づいた取り扱いを徹底するなど、職員の意識や会計能力の向上に努めてまいりました。

・「公金取扱いマニュアル」の内容を市役所全体に周知・徹底し、不祥事や現金事故の防止に努めてまいりました。

・日常の審査においても、常に関係法令を確認し、また、監査委員による支出証書類の検査結果なども踏まえ、各部局に対し必要な指摘・指導を行い、適正な会計事務の執行に努めてまいりました。

・公金の管理・運用については、財源の確保や、公金を安全・有益・効率的かつ効果的な運用方法で行えるかの研究を行ってまいりました。

令和2（2020）年度 部局マネジメント方針

やまぐち たかよし
消防局総務部長 山口 隆義



仕事に対する基本姿勢及び部局の取り組み方針

消防局総務部長に就任し、従前とは異なる形で再び東大阪市の発展に向け取り組めることとなりました。

建設局の在籍時には「安全・安心なまちづくり」の構築に向けた各種施策を展開し、市民の皆様が「住みたくなるまちづくり」に寄与してまいりました。

消防局は、市民の皆様へ安全・安心を提供するため最前線で活動する部局であり、市民の生命・身体・財産を火災から守るという崇高な使命感のもと、日々業務に取り組んでおります。市民の皆様が生活するうえで安全・安心の構築を目指すという点では建設局と同様であり、引き続き、消防局総務部においても、市民の皆様がより安全で安心して暮らせるまちづくりに向けて、日々邁進してまいります。

令和元年度の振り返り

本市の救急件数は、超高齢社会の進展等により増加傾向にあることから、平成29年から救急隊増隊に向けて取り組み、令和元年10月に11隊目となる救急隊を西消防署に発足し、救急体制の強化を図りました。

また、地域防災力の中核を担う消防団に対しては、毎年のように地震や台風、集中豪雨等の自然災害が発生していることから、消防団が災害時により効果的な救助活動が行えるよう、救助資機材搭載型ポンプ車を団本部に配備するとともに、国庫補助金を活用し、チェーンソーやエンジンカッターを整備し、各種災害への対応力及び地域防災力の向上を図りました。

さらには、高度化する救急医療に対応するため、救急救命士の養成を行うとともに、各種研修に職員を派遣し、職員の知識と技術の向上を図り、年間を通じて人材の育成に取り組ましました。

引き続き、増加する救急需要や自然災害に対応できる体制を確立するため、ソフト・ハード両面の充実を図り、さらなる消防体制の強化に取り組んでまいります。

令和2（2020）年度 部局マネジメント方針

消防局警防部長 もりた ひろあき
森田 浩哲



仕事に対する基本姿勢及び部局の取り組み方針

近年、消防を取り巻く環境は、台風、豪雨などによる災害や切迫する大規模地震への対応など大きな転換期を迎えています。昨年も台風19号により、関東・甲信・東北地方を中心に甚大な被害が発生し、台風としては初めてとなる大規模災害復興法に基づく「非常災害」に指定されたところです。

消防局警防部では、複雑多様化する災害に立ち向かい、市民の皆様の安全・安心を確保すべく、各種訓練の企画立案を行い、隊員の消火・救急・救助技術の向上を図るとともに、減災・防災を目的とした予防行政に引き続き取り組んでまいります。

また、増加する救急需要に対応するため、昨年10月に11隊目の救急隊の運用を開始したところですが、今後も増加が見込まれる救急件数を抑制するため、救急車の適正利用について積極的な広報を行い、より安定した市民サービスの提供に努めてまいります。

令和元年度の振り返り

令和元年度につきましては、国家的イベントであるラグビーワールドカップ2019日本大会が9月に開幕し、本市花園ラグビー場において4試合が開催されました。開催が決定した平成27年から着々と準備を進め、大阪府内消防本部のみならず、自衛隊や警察を含めた関係機関と連携強化に取り組み、消防局として万全な警戒を実施することで大会の成功に大きく貢献することができました。

また、超高齢社会の進展等により救急出動件数が増加傾向にあることから、令和元年10月に西消防署本署に救急隊を1隊増隊し、11隊体制での運用となりました。救急出動件数の約半数が西消防署管内の要請であり、西消防署管内に救急隊が5隊となったことにより、他署（東消防署・中消防署）からの応援出動が減少し、効率的に救急隊が稼働できるようになりました。

引き続き、市民の皆様のニーズを的確に把握し、高品質な消防行政を目指し、各種施策に対して積極的かつ柔軟に取り組んでまいります。

令和2（2020）年度 部局マネジメント方針

かがわ ひろのぶ
上下水道局次長 賀川 広宣

（水道総務部長兼務）



仕事に対する基本姿勢及び部局の取り組み方針

1 仕事に対する基本姿勢

水道事業は「安全でおいしい水を、低廉かつ安定的に市民の皆様に提供すること」が使命であり、平時・非常時を問わず、市民生活に一刻たりとも欠くことのできないライフラインであります。

これらのサービスを市民の皆さまに提供するにはさまざまな経費が必要であり、そのほとんどは皆さまにお支払いいただく水道料金で賄っています。しかし、近年、人口減少社会の到来、節水型社会への移行に伴い、水需要は減少傾向にあり、本市の水需要も年々減少の一途を辿っており、水道料金の収入も減少傾向にあります。

一方、コスト面では高度成長期に建設した水道施設が老朽化し更新時期を迎えていることや、近い将来必ず発生するといわれる大震災等に備え災害に強い施設の構築など多額の費用を要し、水道事業の経営環境はますます厳しさを増しています。

そのため水道職員一同、チーム力を高め、業務の効率化に向け事務事業の見直しを実行し、スリムで機動的な組織づくりを目指している所であります。また、新たな市民目線で常にコスト意識と自己研鑽を忘れることなく推進することが、延いては市民サービスの向上に繋がるものと考えております。

市民生活にとって欠くことのできない水を、将来にわたって安定してお届けし、安心して快適に暮らせるまちづくりを進めるため、より一層の健全経営に努めてまいります。

2 取り組み方針

○効果的・効率的かつ適正な事務執行に努め、経営意識を高めます

水道事業は東大阪市が営む公営企業であります。企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営しなければなりません。皆さまに安全で安心な水を持続的にお届けするため、経済性と福祉の増進の両立を追及し、職員一人ひとりが水道事業への経営意識を高めてまいります。

《具体的な取り組み》

- ・職員一人ひとりが企業職員としての自覚を高め、意識改革に挑み、効果的・効率的な事務執行に努めるべく引き続き内部統制の強化に取り組んでまいります。
- ・資金管理においては、綿密な資産計画の下、安全性を最優先し、適正な資金を確保したうえで効率的な資金運用による増収に努めます。
- ・上下水道局の両事業間の積極的な人事異動により、事業の情報や課題を共有し、職員を育成しながら、局全体の更なる効率化の向上、技術力の確保を図ります。

○健全経営を推進するため未収金を減少させます

水道事業は独立採算制をとっております。水道事業の運営には様々な経費がかかり、そのほとんどが皆さまからお支払いいただく水道料金で賄われています。

皆さまにご負担いただく水道料金について、未納の方があると、きちんと納付いただいた方の水道料金だけで事業運営を賄うことになり、お客様間の公平性を欠くこととなり、また、事業面においても大震災に備えた耐震化の推進に遅れが生じたり、経営を圧迫することにもなります。よってお客様間の公平性を保ち、健全経営を推進するため、滞納額の削減に努めてまいります。

《具体的な取り組み》

- ・上下水道職員による休日等の特別徴収を実施します。
- ・料金滞納者に対し給水の停止を強化します。
- ・滞納者の実情に応じた納付相談を充実させます。
- ・料金滞納の未然防止のため、口座普及率を向上させます。
- ・収納窓口の更なる拡大。(スマホ決済令和2年4月より導入)
- ・包括委託を段階的に進めます。(令和2年10月から一部収納業務委託開始)

○効率的な事業運営（アウトソーシング）をより進めます

水道事業における現状は、少子高齢化による給水人口の減少、節水意識の向上や企業の減少など極めて厳しい環境下であり、職員一人ひとりが現状の認識と自助努力をし、徹底した効率化、経営健全化を行うべくアウトソーシングによる効率的な事業運営を進めます。

《具体的な取り組み》

- ・令和3年4月完全実施に向け営業部門である窓口関連業務の委託化を段階的に進めます。
- ・令和3年4月の委託化に併せて組織のスリム化（機構組織の一部見直し）を検討します。

令和元年度の振り返り

前年度重点課題として掲げました「効果的・効率的かつ適正な事務執行に努め、経営意識を高めます」・「健全経営を推進するため未収金を減少させます」これら2項目につきましては、平成30年度から局独自で内部統制の強化に取り組んでおり、業務改善やリスク管理を行っています。また、資金管理においても適正かつ安全性を担保した資金計画・運用を行い、令和元年度においても黒字決算になりました。

次に水道料金の未収金を減少させる取り組みといたしましては、新規及び長期滞納者への給水の停止を毎月行い、高額滞納者への折衝、休日の特別徴収等、臨戸訪問を実施し、平成24年度以降の収納率99%台を維持することが出来ております。

また、「アウトソーシングによる効率的な業務運営について、より検討進めます」につきましては、包括的な外部委託に特化した検討組織（東大阪市水道事業一部包括委託検討委員会）において、令和3年4月に完全実施に向け検討を進めました。

令和2（2020）年度 部局マネジメント方針

にしお けんじ
上下水道局経営企画室長 西尾 健二



仕事に対する基本姿勢及び部局の取り組み方針

経営企画室では、主に上下水道事業における重要施策の総合調整等を行っており、「上下水道事業長期基本計画」や「上下水道事業中期実施計画」などの計画の進捗管理・評価を行うことにより、事業の経営基盤を強化し、健全な経営の推進を目指しています。

上下水道事業を取り巻く環境は、ここ数年で大きく変化しています。少子高齢化による人口減少や生活様式の変化により水需要が減少傾向にあり、給水収益や下水道使用料収入に影響を与えています。さらに2年前の大阪北部地震及び西日本豪雨、昨年国内に甚大な被害をもたらした台風19号など、頻発する災害に対しての備えが求められるとともに、上下水道事業とも事業開始より相当の年数が経過しており、老朽化した施設や管路の更新需要の増加が予測され、経営環境は厳しさを増しています。

今後も上下水道事業を取り巻く環境は日々変化しますが、水は市民にとって未来永劫、欠かすことのできないものであり、こうした水を将来にわたり守り続けていくためにも、公営企業として、健全な経営に努めていかなければならないと考えています。

【令和2年度取り組み方針】

○水道庁舎の整備

水道庁舎整備事業は、企業団への統合を見据えて水道庁舎を建設する方向性とし、現水道庁舎の老朽化及び耐震化対策が急務であることも考慮し、建設工事の早期着工に向けた検討を進めます。

○（仮称）東大阪市新水道ビジョンの策定

持続可能な水道事業を次の世代につなぐために、現行計画「東大阪市水道ビジョン」の計画期間終了（令和2年度）に伴う改訂に合わせ、「東大阪市水道事業経営戦略」の見直しも行い、両計画を統合した新たな水道ビジョンの策定を進めます。

令和元年度の振り返り

○上下水道庁舎の整備

庁舎整備事業は、本市水道事業の課題のひとつである大阪広域水道企業団への統合を見据え、これまでの上下水道統合庁舎の建設ではなく、水道庁舎としての建設について検討を進めました。庁舎整備プロジェクトチームを中心に、水道庁舎建設の方向性として基本方針、庁舎の機能、庁舎の規模、庁舎建設候補地について現在作業を進めております。

○（仮称）東大阪市新水道ビジョンの策定

令和3年度から10年間を計画期間とする、次期水道ビジョンの策定作業を進めています。水道を取り巻く環境変化や、さまざまな課題への対応の方向性を示し、今後の東大阪市水道事業の将来像を描くことを目的として、令和2年度中の完成を目指しています。

作業は、上下水道局内に設置した水道職員による水道事業中長期計画策定委員会を中心に進めていますが、外部の有識者等による東大阪市新水道ビジョン懇話会において作業経過の報告を行うとともに、その内容について、各委員からの意見や提案を計画作りに反映させています。

令和2（2020）年度 部局マネジメント方針

ひらやま あきひと
上下水道局水道施設部長 平山 昭仁



仕事に対する基本姿勢及び部局の取り組み方針

近年の水道事業を取り巻く環境は、増え続ける老朽施設の更新費用の増大と、また社会状況、人口の減少や節水器具の普及等により給水収益が減少するなど、経営環境は非常に厳しいものとなってきています。また、近年多発しています自然大災害等にも強いライフラインの確保を目指して、山間地域の送配水機能と平区配水機能の整備を進め、老朽化した管路の更新、耐震化を行い、水道施設の強化を図ってまいります。

水道事業の使命は、安心して安全な「命の水」を安定して使用者の皆様にお届けする事であり、文化的な都市生活を営む上で、一日も欠かすことのできない事業であり、水道施設部では、限られた財源の中で、努力と創意工夫をもって効率的・効果的に水道施設の新設・更新や維持管理などを行い、「安心できる水道」の構築に努めてまいります。

また、3点の取り組み方針を進めてまいります。

まず、1点目には、老朽化水道施設の効率化・効果的な更新に努めてまいります。

内容として、老朽設備の更新及び基幹管路・配水支管の耐震化、低コストを考えた工事費用の縮減、アセットマネジメントによる適正な資産管理であります。

2点目には、安定した水供給のための維持管理に努めてまいります。

漏水対策として、計画的な漏水調査を行い、早期対応を行うことによる維持管理に努めます。徹底した水道水の品質管理による維持管理であります。

最後の3点目ではありますが、「水道施設における再生可能エネルギーの活用」として、水力発電を専門とする民間企業と連携し、配水池における余剰圧力（水流のエネルギー）を活用したマイクロ水力発電設備を導入し、売電等による新たな収入の確保に取り組みます。

令和元年度の振り返り

令和元年度の建設改良事業につきまして、5か年事業である第四次水道施設整備事業の4年度にあたり、施設整備では安定給水の確保及び発災時に飲料水を確保するため、上小阪配水場の老朽化した施設の更新工事を継続して実施しました。また山間地域への安定給水の強化を図るため、五条低区配水池に五条中区配水池への送水を可能とする為の建屋及び機械電

気設備の新設と併せて、老朽化した機械電気設備の更新工事に着手しました。

管路整備においては、市民生活の重要なライフラインとして、地震等災害時においても安全で良質な水の安定供給を図るため、山間地域への送水管整備、重要給水施設への供給管路整備及び基幹管路・配水支管の整備事業を実施しました。

令和2年度も引き続き事業継続及び機能強化を目指して精力的に頑張っております。

令和2（2020）年度 部局マネジメント方針

よしむら やすあき
上下水道局下水道部長 吉村 靖明



仕事に対する基本姿勢及び部局の取り組み方針

本市の公共下水道は、市民サービスを担う企業（地方公営企業）として、「経済性の発揮」と「公共の福祉の増進」を運営原則に事業の推進を図っています。平成20年4月より企業会計方式の活用により財務情報の透明化に努め、さらに平成25年4月より下水道事業の経営を市長から任された事業管理者のもと、経営マインドの醸成を進めてまいりました。現在、人口減少社会に入り、地方財政の状況が厳しさを増す一方、施設の老朽化に伴う大量更新時代を迎えようとしている経営環境を踏まえ、公営企業として経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組んでまいります。

また、市民の安全・安心な生活を守るため、既存の施設の最適な維持管理を行っていくとともに、集中豪雨や地震による被害の軽減に向けた対策を、引続き推進してまいります。

令和元年度の振り返り

近年全国で激甚化している災害状況から、平成30年12月に「国土強靱化基本計画」が見直され、「防災・減災、国土強靱化のための3ヶ年緊急対策」として集中的に取り組まれています。本市においても、「新岸田堂幹線」の整備や、最近の被害箇所における対策をこの3ヶ年緊急対策に位置づけ対策を進めているところです。これまで推進している増補管事業については、新岸田堂幹線の進捗により、令和元年度末で進捗率が94%に達しました。老朽化・耐震化対策については、「東大阪市下水道ストックマネジメント計画」および「東大阪市下水道総合地震対策計画」により、根幹施設であるポンプ施設の改築や、優先度の高い管渠の耐震化を進めてまいりました。

一方、今後日本社会における人口の減少により、下水道使用料収入の低下が見込まれる中、厳しい経済環境においても、安定的な下水道サービスを持続させるため、「経営戦略」（中長期的基本計画）の策定を進めています。令和2年度の完成に向け、令和元年度は経営戦略の計画期間における収支計画について検討を進めてまいりました。

大いに盛り上がったラグビーワールドカップ2019ですが、下水道事業においては、花園ラグビー場周辺のアクセス道路上にあるマンホール蓋をワールドカップ仕様にリニューアル

ルし、日本のみならず世界の人々に向け足元から盛り上げてまいりました。このマンホール蓋は、貴重なレガシーとして今後も「ラグビーのまち東大阪」と下水道のPRを担います。

令和2（2020）年度 部局マネジメント方針

ながよし かつのり
教育政策室長 永吉 勝則



仕事に対する基本姿勢及び部局の取り組み方針

いま、我が国は、「人生 100 年時代の到来」や「超スマート社会（Society 5.0）の実現」といったキーワードに代表される社会の大きな転換期を迎えています。このような社会情勢の中では、目まぐるしい変革への対応はもちろんのこと、10年、20年先を見据えた教育の実現が求められます。教育政策室としましては、これらの目的に向かい、様々な情報の収集や分析、施策の計画や立案、また教育委員会各組織間の横断的な調整を行うとともに、教育長、教育委員に直結した組織として、機動的に、スピード感をもって、取り組みを進めてまいります。

令和元年度の振り返り

本市がめざすべき教育の姿やその実現にむけた理念が掲げられた「東大阪市教育行政に関する大綱」が市長と教育委員との協議の場である総合教育会議での議論を経て、令和元年11月に改訂されました。その改訂に基づき、めざすべき教育の姿の実現へ向けた令和2年度から令和5年度にむけての教育施策の方向性や各事業の目標・スケジュールを定めた「第2期東大阪市教育施策アクションプラン」を策定いたしました。

また、アクションプランに基づき、前年度の施策および事業についての執行の状況を外部有識者の知見を活用し、点検、評価する「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価票」を作成いたしました。

今後もアクションプランに示された計画を着実に実行してまいりますとともに、その施策および事業を点検、評価し、必要に応じた見直しを行う、いわばPDCAサイクルを推進することで、事務の効率化や改善を図り、教育をめぐる様々な状況の変化にも、迅速に対応してまいります。

令和2（2020）年度 部局マネジメント方針

でぐち ひろふみ
小中一貫教育推進室長 出口 博文



仕事に対する基本姿勢及び部局の取り組み方針

新型コロナウイルスの影響により令和2年度は学校園が臨時休業となるスタートでした。このような状況下において学校が子どもたちにとって非常に大切な場所であるということ、学校が社会に大きく影響を与えることをこれまで以上に実感いたしました。

社会の出来事を自分事として考えられること、どのような状況下においても生きることの出来る人間力の育成がこれからの教育において求められるものであると考えています。これらの力を小中一貫教育、なかでも東大阪市の独自教科である夢TRY科を中心に、学校と連携しながら育んでまいります。

令和元年度の振り返り

令和元年度より東大阪小中一貫教育が本格実施となり、「学校移行期における円滑な接続と適応」「確かな学力の定着」「郷土に誇りをもつグローバルな人材『グローバルな人材』の育成」をめざし、各中学校区において小中一貫教育の特色ある様々な取組みが積極的に進められました。現在、新型コロナウイルスの影響により子どもたちの教育を取り巻く状況は大変厳しいものとなっておりますが、このような状況からもこの取組みが重要であったと認識できました。

令和元年度は、ほぼすべての学校を訪問し、子どもたちや教職員の様子を見て回りながら、その実態に応じて小中一貫教育を推進してきました。

大きな役割を果たしたのは各中学校に一人ずつ配置している小中一貫教育コーディネーターです。中学校区での活動の様子や小中一貫教科の夢TRY科の授業づくり、実際の授業の様子を見ますとコーディネーターのこれまでの取組みの効果とその重要性をあらためて感じました。引き続き、コーディネーターとの連携・支援を継続しながら、子どもたちの教育に関わる保護者・地域の皆さま、教職員とともにチームとなって、つながりを生かしながら東大阪小中一貫教育を推進してまいります。

令和2（2020）年度 部局マネジメント方針

きたばやし やすお
学校施設整備監 北林 康男

（施設整備室長事務取扱）



仕事に対する基本姿勢及び部局の取り組み方針

施設整備室では、子ども達が安全で快適に過ごせるよう教室等の整備や、わかりやすい授業を実施するためのICT環境の整備を行っており、学校園の環境を少しでも良くできるよう業務に取り組んでいます。

今年度は、「東大阪市学校施設長寿命化計画」の実施初年度であり、計画に基づく改修を実施してまいります。また、小中学校の児童生徒に1人1台の端末を整備する「GIGAスクール構想」の早期実現に向け、通信環境や端末の整備を行ってまいります。

本市の教育行政を左右するこの大きな事業を行うにあたっては、室のチームワークが非常に大切であり、そのためにも「情報の共有」「業務提案のしやすい雰囲気」など、室内の風通しを良くすることを常に意識し、仕事に取り組んでまいります。

令和元年度の振り返り

小学校普通教室のエアコンについては、予定通り整備工事を完了し、令和元年8月末から使用開始し、また幼稚園保育室のエアコンにつきましても、令和元年6月から使用開始しています。

次に、学校園の長寿命化対策については、今後の学校園の改修の方向性を示した「東大阪市学校施設長寿命化計画」を令和2年3月に策定しました。

令和2（2020）年度 部局マネジメント方針

いのもと ひでひこ
学校教育部長 岩本 秀彦



仕事に対する基本姿勢及び部局の取り組み方針

令和2年度は、誰もが経験をしたことがない新型コロナウイルス感染拡大の状況下でのスタートとなりました。臨時休校が続き、学校に行って授業が受けられない、友達と会えないなど、通常の学校生活が送れないことで、保護者の方々や子どもたちは、我々教育委員会の職員以上に不安を抱かれたと、日々の業務の中で実感しました。

学校教育部では、一日でも早く、子どもたちの笑顔が溢れている日常の学校風景を取り戻すために、学校園と一丸となって、引き続き感染症対策に取り組むとともに、臨時休校により失った学習活動を保障し、あらゆる工夫をして子どもたちの学校生活を支えてまいります。

また、今年度は、昨年末に文部科学省が打ち出した「GIGA スクール構想」（GIGA とは「Global and Innovation Gateway for All」の略です。）のスタートとなる年です。子ども達に一人1台のパソコン端末と校内通信ネットワークを整備し、ICT を活用し新しい教育ヘシフトしてまいります。

新型コロナウイルスによる感染から子ども達を守り、新学習指導要領の実施やGIGA スクール構想など、学校教育部は新しいチャレンジを始めていきます。

令和元年度の振り返り

まず、学力向上に関しては、ICT 機器を効果的に活用し、電子黒板等を使ったわかりやすい授業展開の取り組みを進めました。また特別支援教育の推進を図るとともに、福祉的な視点から子どもを取り巻く環境の改善を図るためスクールソーシャルワーカーの配置を拡充しました。

学校現場においては、教職員の働き方改革を進めるため、夏季休業期間中の「学校閉庁日の導入」や「留守番電話の設置」など教師の負担の軽減を図る取り組みを実施しました。

中学校給食につきましては、4カ年計画での全校実施にむけて、令和元年度開始2校を順調にスタートいたしました。また、令和2年度開始7校の配膳室整備工事と食器・食缶等購入、令和3年度開始8校の内4校の事前整備工事を行いました。

教育センターでは、来所相談を始めとする様々な相談事業を展開し、子ども達のすこやかな育ちを支援しました。

令和2（2020）年度 部局マネジメント方針

ふくはら しんご
社会教育部長 福原 信吾



仕事に対する基本姿勢及び部局の取り組み方針

人生100年時代の到来と言われ、人口減少化や急速な技術革新など私たちの生活が大きく変化している中、社会教育部では、市民の皆さまが趣味やスポーツ、ボランティアや地域活動など様々な手段や手法で生涯学習に取り組んでいけるよう、また、未来を担う青少年が健やかに育つことのできるよう職員が一丸となってサポートしています。

今年度は「第四次東大阪市生涯学習推進計画」を策定いたしますが、市民の皆さまが生涯学習を通して学び、地域課題の解決やまちづくりなどに活かせるよう、過去にとらわれることなく、10年先を見据えての計画にしていきます。

令和元年度の振り返り

1 家庭教育支援の充実

令和元年度も、市立小学校新1年生の保護者に、「家庭教育手帳－ワクワク子育て－」を配布し、生活習慣や生活リズムの大切さについて啓発を行いました。また、新たな取り組みでは、市立小中学生を対象に「早寝・早起き・朝ごはん」ポスターコンクールを実施しました。小学生の部・中学生の部各々において選ばれた最優秀作品をもとにポスターを作成、市立小中学校に掲示してもらうことで、児童・生徒達に規則正しい生活習慣を身に付け、健康増進につなげることの重要性を訴える取り組みを行いました。

2 地域教育協議会との連携

地域での総合的な教育力を活性化させるため、学校園・地域教育関係者で構成される地域教育協議会が各中学校区に設置されています。各地域教育協議会では、それぞれの地域の特色を生かした地域教育活動事業や学校教育支援事業、家庭教育支援事業等を自主的に行っています。

令和元年度も各地域で、コミュニティ誌の発行や清掃活動、子どもの安全を守る活動、フェスティバルの開催、職業体験等の体験活動実施に対する協力等、活発な事業が展開されました。

また、平成30年度に引き続き、地域教育協議会の代表者会議を開催し、各協議会間で情報共有や情報交換、交流を行うことができました。

令和2（2020）年度 部局マネジメント方針

選挙管理委員会事務局長 はまぐち まなぶ
濱口 学



仕事に対する基本姿勢及び部局の取り組み方針

選挙管理委員会事務局は、選挙が公明かつ適正に行われるよう、法令に基づいた選挙事務の執行、また選挙啓発の計画及び実施に取り組んでいます。

明るい選挙推進協議会と連携し啓発活動に取り組むことで、有権者の政治や選挙への関心を高めるとともに、投票率向上を目指しています。啓発活動の一環として、引き続き市内学校への選挙投票箱や模擬投票用紙の貸し出しを行い、選挙の模擬体験を実施します。また、市内の小・中学生を対象に選挙啓発ポスターを募集し、優秀作品につきましては選挙ポスター展を開催し、啓発に努めていきます。

選挙は、有権者が政治に参加する最も重要かつ基本的な機会であり、積極的な投票参加は民主政治の健全な発展のために欠かすことができないものであります。選挙事務の適正な執行、更に、投票しやすい環境づくりや政治意識の向上に努め、有権者の意思が的確に反映される社会の実現に向け取り組んでいきます。

令和元年度の振り返り

令和元年度はまさに選挙尽くしの1年となりました。4月の大阪府議会議員及び知事選挙を皮切りに7月に参議院議員通常選挙、9月には東大阪市議会議員及び市長選挙が行われました。各選挙にあたりましては、関係各位はもとより選挙事務従事者の協力により、無事に選挙を執行することができました。

しかし、開票事務に関しては例年よりも時間を要したなど、反省すべき点もあり、今後の選挙における開票事務の正確性の向上、効率化を図り、適正かつ迅速な選挙に努めていきます。

令和2（2020）年度 部局マネジメント方針

もり かつみ
監査委員事務局長 森 克巳



仕事に対する基本姿勢及び部局の取り組み方針

市民の方は「監査」と聞いてもどんな仕事かイメージがわからないのではないのでしょうか。

民間会社などでは、株主などからお金を集めて運営しますが、運営の実態（利益をどのくらいあげているか、赤字になっていないかなど）を正しく公開しないと、その会社を正しく判断できず、関わる人々に損害を与えます。監査は、企業を監査、検査、審査し、結果を公表することで、会社に関わる人々を守り、また会社そのものを守っているのです。

市役所に関わる人々とは市民です。市民の福祉の増進のため、市役所の仕事が法律に基づいてきちっと行われているか、仕事のやり方が妥当で効率的に行われているかなどを監査し、その結果を市民に公表するのが、監査委員（本市では、人格が高潔で、市の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者及び議員のうちから4人の監査委員が選任されています）の主な仕事であり、監査委員を補助する（監査委員の手足となって、資料の収集、分析、作成などを担う）組織が監査委員事務局です。

監査の仕事は組織の主治医にたとえられます。ここの具合が悪いのではないかという指摘（監査請求）を受けて診るものもありますが、どこか具合が悪いからではなく、普段からの健康診断を主に行っています。人も同じですが健康診断を受けなければ、知らないうちに病気が進行して、後で大変な目にあうこともあります。

市役所の様々な部署の監査を行うと、誤りやミスを指摘することになります。誰でも自分のやったことのミスなどを指摘されるのは好みません（私自身も去年までは監査を受ける立場でしたから本当にそう思います）から、是非監査をやってほしいという部署は少ないです。

けれども市役所にとっては欠くことのできない仕事です。「監査をしっかりと行い、その結果を市民に公表することで市役所への信頼を高める。」「監査をしっかりと行い、市役所の機能不全を未然に防ぎ市役所を守る。」この2つは、結果として市民の生活を守ることになると考えます。

令和2年度は、この基本姿勢のもと、公金や備品などの財産管理、公契約のあり方などの契約事務、補助金や委託料が適切に執行されているか、の3点を重点項目として、監査に取り組みます。

令和元年度の振り返り

監査委員及び事務局では、月々の現金出納検査（月々の収入や支払いが適切に行われているか）、決算審査（前年度の年間を通じて歳入や歳出が適正であったか）や基金運用審査（ある目的のために積み立てているお金が適正に運用されているか）、定期監査（市役所の事務が適正に行われているか）、財政援助団体等監査（交付した補助金等が適正に使われたか）などの仕事に取り組みました。

それぞれの監査にあたっては、事務が定められた手続きに則って行われているかといった「内部統制」に関する項目が21件、委託業者の管理監督や契約手続きにおける予定価格の取り扱いなどの「契約事務」に関する項目が72件、机やロッカーなどの備品や公共用地の「財産管理」に関する項目は57件、補助金交付や委託契約上の手続きなどの「補助金・委託料」に関する事項が9件、及び施設やサービスの利用料金などの「未収金対策」に関する事項が6件、その他6件の計197件の検討又は改善を要する事項の指摘等を行いました。

検討又は改善を要する事項のなかでも割合が高い項目としては、契約に関すること（37%）、財産管理に関すること（29%）となっており、この2項目で全体の指摘等の65%を占めています。

一方、過去の指摘事項に対しては、平成29年度の指摘事項に対して92%、平成30年度の指摘事項に対して82%が措置（改善）済みとなっており、監査の成果が現れています。

令和2（2020）年度 部局マネジメント方針

みやの しょうほう
公平委員会事務局長 宮野 尚 豊



仕事に対する基本姿勢及び部局の取り組み方針

公平委員会は、地方公務員法に基づき設置される行政委員会で公平委員3名により構成され、適正な人事権の行使と職員の正当な権利の保護を図ることを目的として、職員の勤務条件に関する措置の要求の審査（措置要求）、職員の不利益処分に対する不服申立ての審査（審査請求）、職員からの勤務条件その他人事管理に関する苦情の処理（苦情相談）などの業務を行っています。

人口減少社会の到来など社会環境・経済情勢等の変化に伴い、行政ニーズが多様化・高度化し、地方自治体の役割が増大しています。このような状況の中、行政事務を担う職員が適正な勤務環境と人事の下、心身ともに健康で意欲も持ち、安心して職務に専念できるようにし、公務能率の維持・向上発揮を図っていくことは重要であり、措置要求、審査請求、苦情相談などについて、公平委員会が適切かつ迅速に対応していく必要があります。

公平委員会事務局職員は、公平委員会が人事行政に関する公平中立な機関としての機能を担っていることの意義を認識し、審査、相談等の業務の処理に際して必要となる地方公務員法、条例、規則などの関係法令、人事行政に関する知識や相談対応スキルの習得、最新の情報の収集分析等、資質向上に努めてまいります。

令和元年度の振り返り

○定例会の開催、決定、協議等

- ・公平委員会議事規則に基づき公平委員会定例会を12回開催しました。
- ・これまでの事案の審査・相談の運用を踏まえて関係規則の見直しを図り、「不利益処分の審査に関する規則」、「勤務条件に関する措置の要求に関する規則」及び「職員からの苦情相談に関する規則の運用要綱」を改正しました。
- ・処分事例研究等を行いました。
- ・審査請求事案について協議を重ねて、審査を終決し、裁決を行いました。

○資質向上

- ・大阪府公平委員会連合会等が開催する研修への出席等により、令和2年度から導入される会計年度任用職員制度その他人事行政に関する理解を深めるとともにフィードバックしました。

令和2（2020）年度 部局マネジメント方針

つるやま たかし
農業委員会事務局長 鶴山 崇



仕事に対する基本姿勢及び部局の取り組み方針

農業委員会は、農地法という法律に基づく農地の売買・貸借の許可など、農地に関する事務を執行する市町村長から独立した行政委員会として東大阪市にも設置されています。本市の農業委員会は18名の農業委員から組織され、合議体としての意思決定をします。農業委員会事務局では、この委員会の総会に関する事務をはじめ、農地の転用や権利移動に関する事務など財産権に影響を及ぼす内容の事務処理、遊休農地の発生防止・解消を通じた都市農地の保全などを担っています。

このため、事務局職員は、農地法をはじめ関連する法令等に関する知識とともに、当該法令等に則り適切に対応していくことが求められています。このことを踏まえ、私は関連法令等にかかる更なる自己研鑽に努めるとともに、所属職員のスキルアップにつながるような情報共有を積極的に進めながら、農業委員会事務局全体として、安定的かつ円滑な事務処理につなげていく考えです。

市民の皆様には、直接見えにくい組織かもしれませんが、本市の農地が別の用途に転用されるなどを見られた際には、農業委員会という組織を思い起こしていただければ幸いです。

令和元年度の振り返り

合議体として意思決定していく場である農業委員会総会は、概ね毎月中旬に、また、総会に付議すべき重要な議案等について協議をするため概ね毎月初めに運営委員会を開催するとともに、農地の現況を確認すべく農地パトロールなども取り組みました。

平成31年度（令和元年度）に開催した総会の主な案件としては、農地法第3条関係（農地のままで売買したり貸したりする場合や相続した場合など）、農地法第4条関係（本人が農地を他の目的にしたい場合）や農地法第5条関係（農地を他の目的をもって、売買したり貸したりする場合）で約180件、相続税の納税猶予に関する適格者証明や生産緑地の主たる従事者証明で約40件などとなっており、農地に関連した様々な事案について対応しました。

令和2（2020）年度 部局マネジメント方針

いまにし ひろふみ
議会事務局長 今西 弘史



仕事に対する基本姿勢及び部局の取り組み方針

現在、東大阪市議会は条例定数の38名の議員で構成され、年4回（3月、6月、9月、12月）招集される定例会と必要に応じて招集される臨時会を開催しています。

また、色々な分野にわたる議案や請願の審査を、専門の5つの常任委員会（総務常任委員会、民生保健常任委員会、環境産業常任委員会、文教常任委員会、建設水道常任委員会）に付託しています。

そして市長から提出された予算や条例などの議案を審議・決定し、市政の方向を示す役割を担っています。

私ども市議会事務局は、本会議及び委員会における審議の結果などについて、迅速かつ正確に市民の皆様にお伝えするとともに、市議会における取り組みについて積極的に発信することで、市民の皆様に関わりやすい「開かれた市議会」を常に心掛けております。

令和元年度の振り返り

市議会では、「開かれた市議会」をモットーに下記の様々な取り組みを行っています。

- 1 本会議や委員会を議場や委員会室での傍聴を実施しています。
- 2 本会議・委員会のライブ中継及び録画放映を実施しています。
- 3 ウェブサイトに本会議・委員会の会議録を掲載しています。
- 4 ウェブサイトを通して議会に関する情報をいち早くお知らせしています。
- 5 年4回の定例会毎の各会派の討論内容・主張、議案に対する態度表など詳しい内容を市民の皆様にご覧いただけるよう「議会だより」を発行しています。
- 6 他都市視察を通して議会運営の在り方など進んでいる部分を積極的に取り入れたり、本市の先進的な部分を他都市に情報提供したりできるよう交流を深めています。
- 7 政務活動費の収支報告等をインターネットで公開しています。